

CAりそな 韓流 ファンド



CAりそな韓流ファンド
追加型証券投資信託／ファンド・オブ・ファンズ

本投資信託説明書（目論見書）は、前半部分は「CA りそな韓流ファンド」の「投資信託説明書（交付目論見書）」、後半部分は同ファンドの「投資信託説明書（請求目論見書）」から構成されています。

本書は、証券取引法第 13 条の規定に基づく目論見書です。

CA りそな韓流ファンド
追加型証券投資信託/ファンド・オブ・ファンズ

投資信託説明書(交付目論見書)
2006 年 5 月

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社

1. 本投資信託説明書（交付目論見書）により行う「CA りそな韓流ファンド」の受益証券の募集については、委託者は、証券取引法（昭和 23 年法第 25 号）の第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 17 年 7 月 8 日に関東財務局長に提出しており、平成 17 年 7 月 24 日にその届出の効力が生じております。
2. 本投資信託説明書（交付目論見書）は証券取引法第 13 条の規定に基づく目論見書のうち、同法第 15 条第 2 項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付を行う目論見書です。
また、当該有価証券届出書第三部の内容を記載した投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社に対して投資家の請求により交付いたします。なお、販売会社に投資信託説明書（請求目論見書）をご請求された場合には、その旨をご自身において記録しておくようにしてください。
3. 「CA りそな韓流ファンド」の受益証券の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。
4. 当ファンドは元本及び分配金が保証されているものではありません。

（投資信託についての一般的な留意事項）

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・ 投資信託は預金ではありません。
- ・ 投資信託は金融債ではありません。
- ・ 投資信託は預金保険の対象となりません。
- ・ 投資信託は値動きのある証券に投資するため、投資元本及び分配金が保証された商品ではありません。
- ・ 投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（証券会社・銀行は販売の窓口となります）。
- ・ 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・ 登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。

（金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項）

当ファンドは、主に外国投資信託証券を通じて外国株式を投資対象としていますので、組入株式の価格の下落や組入株式の発行体の倒産や財務状況の悪化及びそれらに関する外部評価の変化等により、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資信託説明書(交付目論見書)目次

ファンドの概要について

ファンドの概要	1
---------	---

ファンドの運用内容について

ファンドの特色	3
投資方針	4
投資対象	12
分配方針	13
投資制限	14

ファンドのリスクについて

ファンドの主なリスク	16
その他の留意点	17

ファンドのしくみについて

ファンドのしくみ	18
委託会社の概要	19
運用体制及びリスク管理体制	21

ファンドの申込方法について

買付(販売)の申込手続	22
換金(解約)の申込手続	23

ファンドにかかる費用・税金について

お客様に直接ご負担いただく費用・税金	24
ファンドで間接的にご負担いただく費用	24
税金の取扱	25

ファンドの運営方法について・その他

管理及び運営の概要	27
内国投資信託受益証券事務の概要	29
その他ファンドの情報	31
「投資信託説明書(請求目論見書)」の項目	31

ファンドの運用状況について

ファンドの運用状況	32
ファンドの財務ハイライト情報	34

『信託約款』	37
--------	----

投資信託振替制度への移行について(お知らせ)

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

◆振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成20年1月以降も継続されます。

ファンドは、平成19年1月4日より、投資信託振替制度への移行を予定しており、移行後のファンドの受益権は「社債等の振替に関する法律」※の規定の適用を受けることとします。

※政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め、以下「社振法」といいます。

◆振替受益権について

平成19年1月4日より、ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます）が予めこのファンドの受益権を取扱うことに同意した振替機関およびこの振替機関にかかる口座管理機関（以下、「振替機関等」という場合があります）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。

ファンドの受益権は、本交付目論見書の「ファンドの運営方法・その他」中の《その他ファンドの情報》「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、解約金は、社振法および「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

◆既に発行された受益証券の振替受益権化について

委託会社は、本交付目論見書の「ファンドの運営方法・その他」中の《管理及び運営の概要》の「信託約款の変更」に記載の手続きにより、信託約款の変更を行う予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとします。

原則としてファンドの平成18年12月29日現在の全ての受益権※を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。

ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後、当該申請を行うものとします。

※受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。

振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。

また、委託会社は、受益者を代理してこのファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

詳しくは後述の「信託約款（平成19年1月4日適用予定）の変更内容について」をご覧ください。

ファンドの概要

当ファンドの名称	CA りそな韓流ファンド
商品分類	追加型証券投資信託／ファンド・オブ・ファンズ
当ファンドの目的	主として、韓国の株式へ投資を行うファンドと円建マネーファンドに投資することにより、その実質的な運用はそれぞれの投資先ファンドが行い、中長期的な信託財産の成長を目指した運用を行います。
主な投資対象	主として、韓国の株式に投資するルクセンブルグ籍の「CA Funds 韓国ファンド」の I4 クラス（円建）とフランス籍の「円建マネー サブファンド」（円建）に投資します。「CA Funds 韓国ファンド」の I4 クラスの組入比率は、原則として、90%以上とすることを基本とします。原則として、為替ヘッジは行いません。組入対象投資信託証券は、変更されることがあります。
信託設定日	平成 17 年 8 月 31 日（水）
信託期間	平成 17 年 8 月 31 日（水）～無期限とします。
決算日	年 2 回（2 月 15 日及び 8 月 15 日、休日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算時に、収益分配方針に基づいて分配を行います。
募集期間	①当初募集期間：平成 17 年 7 月 25 日（月）から 平成 17 年 8 月 30 日（火）まで ②継続募集期間：平成 17 年 8 月 31 日（水）から 平成 18 年 11 月 7 日（火）まで^{※1} ただし、ファンドの休業日^{※2}にあたる場合は、お申込みできません。 ^{※1} 継続募集期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 ^{※2} ファンドの休業日とは、日本及び香港の証券取引所の休業日、日本及びルクセンブルグの銀行休業日であることを指します。
お申込単位	お申込みコースは、「自動けいぞく投資コース」のみの取扱となります。 *自動けいぞく投資コース：1 万円以上 1 円単位 *「取得申込総金額」＝《取得申込金額 ＋（申込手数料＋申込手数料にかかる消費税等相当額）》において 1 万円以上 1 円単位とします。 *収益分配金を再投資する場合は、1 口単位とします。
お申込価額	お申込日の翌営業日の基準価額
お申込手数料	3.675%（税抜 3.5%）を上限に販売会社が定めるものとします。

途中解約	原則として、いつでも解約できます。 ただし、ファンドの休業日にあたる場合は、お申込みできません。 「解約請求」または「買取請求」によりお申込みいただけます。ただし、買取の取扱については販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問い合わせください。
解約単位	1 口単位
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額
信託財産留保額	なし
解約代金のお支払い	解約請求受付日から起算して、原則として 5 営業日目からお支払いします。
信託報酬	信託財産の純資産総額に対し、年率 1.26%以内（税抜 1.20%以内）を乗じて得た金額 この他、組入投資信託証券においても信託報酬がかかります。
税金等	後記「ファンドにかかる費用・税金」をご覧ください。
委託会社	クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
投資顧問会社	クレディ・アグリコル アセットマネジメント・ホンコン
受託会社	りそな信託銀行株式会社
販売会社	株式会社 りそな銀行 株式会社 埼玉りそな銀行

【当ファンドの基準価額及び解約価額について委託会社の照会先】

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社

お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前 9 時～午後 5 時

（半日営業日は午前 9 時～午前 11 時半）

インターネットホームページ：<http://www.jp.ca-assetmanagement.com>

ファンドの特色

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ※方式で運用します。主として、韓国の株式へ投資を行うファンドと円建マネーファンドに投資することにより、その実質的な運用はそれぞれの投資先ファンドが行い、中長期的な信託財産の成長を目指した運用を行います。

当ファンドの特徴

1. 主として、韓国の株式に投資し、約 15 年の運用実績を有するルクセンブルグ籍の「CA Funds 韓国ファンド」の I4 クラス（円建）とフランス籍の「円建マネー サブファンド」（円建）に投資します。
2. 韓国の株式に投資する投資信託証券（「CA Funds 韓国ファンド」の I4 クラス）の組入比率は、原則として、90%以上とすることを基本とします。また、ファンド全体における投資信託証券の組入比率は、原則として高位を維持することとします。
3. 原則として、為替ヘッジは行いません。
4. 組入投資信託証券は、委託会社の判断により、適宜見直しを行います。この場合において、組入対象とされていた投資信託証券は、変更されることがあります。
5. 資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に前記と異なる運用を行う場合があります。
6. 運用にあたっては、クレディ・アグリコル アセットマネジメント・ホンコンの投資助言を受けます。

「ファンド・オブ・ファンズ」※とは、社団法人投資信託協会規則によると、投資信託証券（証券投資信託受益証券及び証券投資法人の投資証券（マザー信託を除く））への投資を目的とするファンドをいいます。

信託金の限度額は、1,000 億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができません。

※投資信託のことをファンドといい、ファンド・オブ・ファンズとは投資信託に投資する投資信託のことをいいます。一般的な投資信託は株式や債券に投資しますが、ファンド・オブ・ファンズは、複数の投資信託に投資します。即ち、一つのファンドが他の複数のファンドに分散投資を行う仕組みです。投資先の投資信託から株式や債券などへ投資します。

ファンド・オブ・ファンズ方式の投資によるメリット

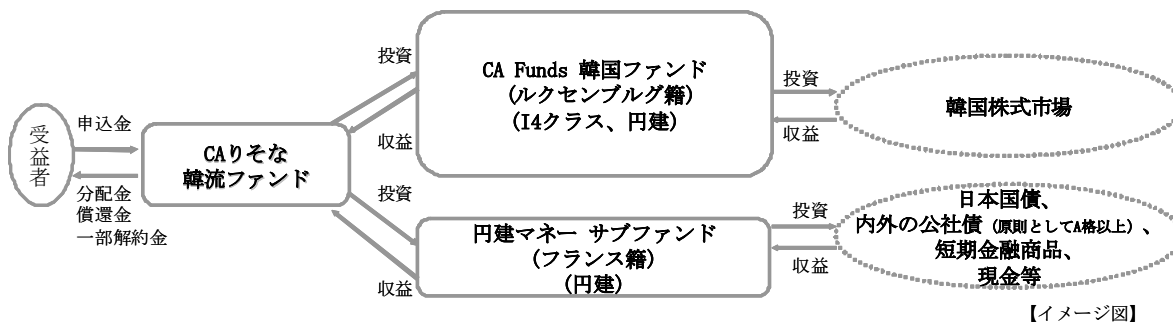
- ・資産規模の大きなファンドへ投資することによって幅広い分散投資を可能にします。
- ・少額でも効率よく資産運用できるので投資コストの軽減が図れます。
- ・既に運用実績のあるファンドに投資ができます。

ファンドの運用内容

当ファンドは、主として2つの投資信託証券へ投資します。

「CA Funds 韓国ファンド」の I4 クラス*はルクセンブルグ籍の会社型投資信託、「円建マネー サブファンド」はフランス籍の契約型投資信託です。

※「CA りそな韓流ファンド」の日本での設定にあたり、「CA Funds 韓国ファンド」に新たに I4 クラスを設け、既存のクラスと合わせた合同運用が行われています。



【イメージ図】

投資方針

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用することを基本とします。主として、韓国の株式へ投資するルクセンブルグ籍の「CA Funds 韓国ファンド」の I4 クラス（円建）と、短期金融資産等に投資するフランス籍の「円建マネー サブファンド」（円建）に投資することにより、その実質的な運用はそれぞれの投資先ファンドが行い、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行うことを基本方針とします。

なお、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローン及び手形割引市場において売買される手形に直接投資することがあります。原則として、為替ヘッジは行いません。

- ① 主として、韓国の株式に投資するルクセンブルグ籍の「CA Funds 韓国ファンド」の I4 クラス（円建）とフランス籍の「円建マネー サブファンド」（円建）に投資します。
- ② 韓国の株式に投資する投資信託証券（「CA Funds 韓国ファンド」の I4 クラス）の組入比率は、原則として、90%以上とすることを基本とします。また、ファンド全体における投資信託証券の組入比率は、原則として高位を維持することとします。
- ③ 原則として、為替ヘッジは行いません。
- ④ 組入投資信託証券は、委託会社の判断により、適宜見直しを行います。この場合において、組入対象とされていた投資信託証券は、変更されることがあります。
- ⑤ 資金動向、市況動向等の急変により前記の運用が困難となった場合、暫定的に前記と異なる運用を行う場合があります。
- ⑥ 運用にあたっては、クレディ・アグリコル アセットマネジメント・ホンコンの投資助言を受けます。

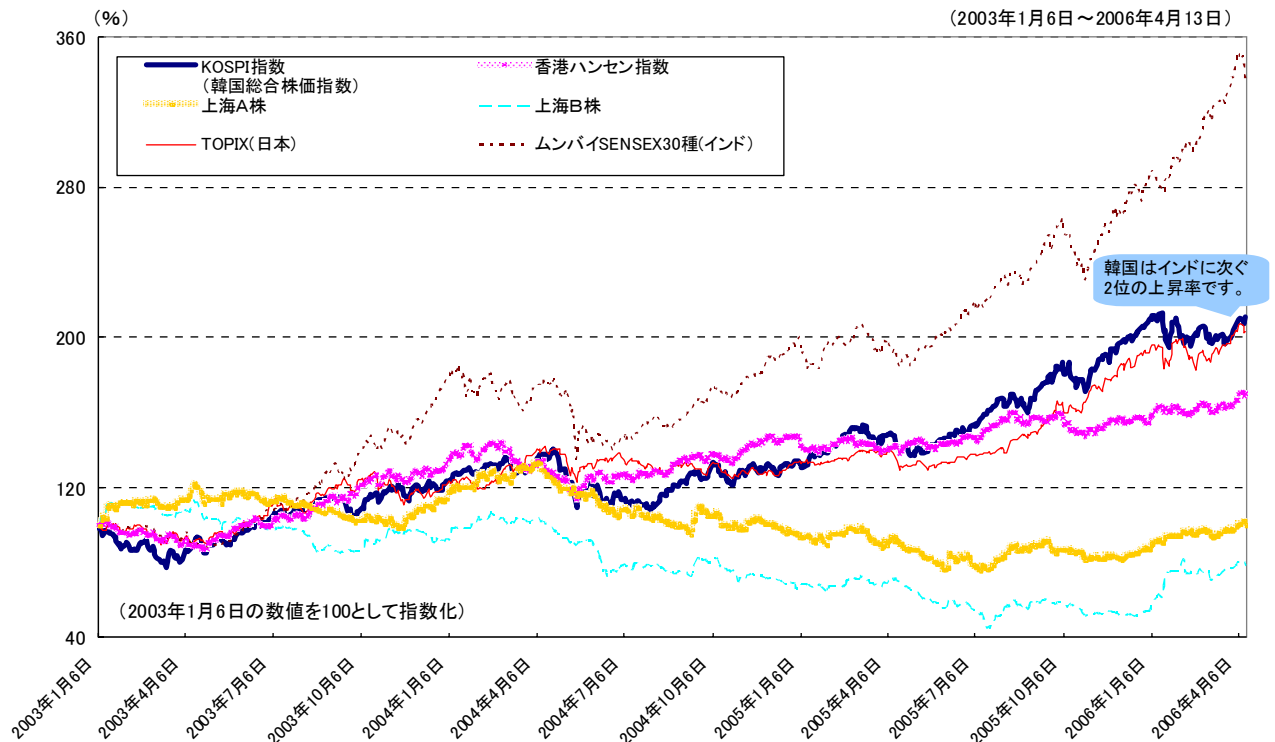
ファンドのポイント

いま、韓国が注目です！

ポイント1:インドに次ぐ実績に注目しましょう！

アジアの中でも韓国は、堅調な株式市場の推移をみせています。企業の収益も伸びています。

《アジア株式市場比較》



*各指数は、現地通貨ベースです。 *過去の実績であり、将来を保証あるいは予測するものではありません。

《アジア株式指数比較表》

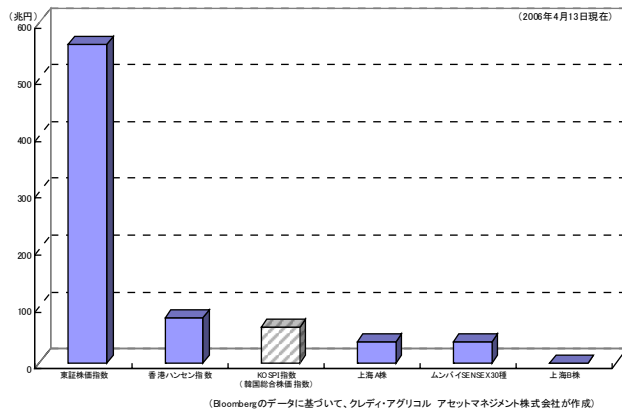
(2006年4月13日現在)

国名	代表的な指数	銘柄数	時価総額	時価総額(円)	直近指数(ポイント)	PER	概要
日本	TOPIX	1,691	561.2兆円	561.2兆円	1,743.77	31.19	東京証券取引所第1部上場の全銘柄を対象とする時価総額加重平均指数。
香港	香港ハンセン指数	33	5.26兆香港ドル	80.4兆円	16,429.45	12.80	香港証券取引所の時価総額の約70%を占める主要33銘柄を対象とする時価総額加重平均指数。
韓国	KOSPI指数 (韓国総合株価指数)	703	662.5兆ウォン	63.7兆円	1,405.72	11.18	韓国証券取引所の全上場銘柄からなる時価総額加重平均指数。指数は1980年1月4日を基準日として算出。
中国	上海A株	822	2.53兆元	37.4兆円	1,397.144	18.72	上海証券取引所に上場されているA株全体のパフォーマンスを表す。A株は、中国の国内投資家および認可を受けた外国機関投資家のみが取引に参加できる。
インド	ムンバイSENSEX30種	30	14.12兆ルピー	37.1兆円	11,237.23	23.70	ムンバイSENSEX30種指数は、時価総額加重平均指数。1978-1979年の時価総額を100として算出。
中国	上海B株	54	43.3億米ドル	5,134億円	90.008	22.74	上海証券取引所に上場されているB株全体のパフォーマンスを表す。B株は外国人投資家が取引に参加できる。

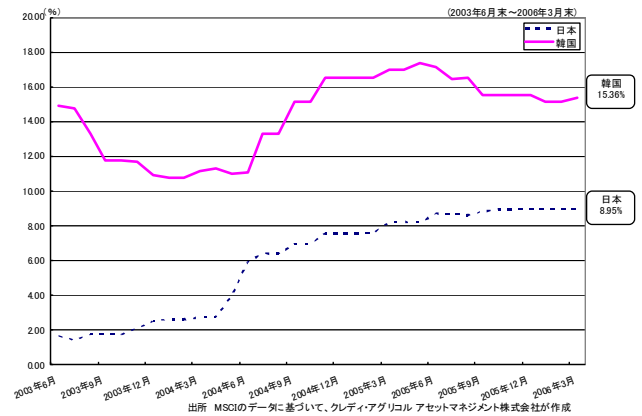
適用為替レート(2006年4月13日現在): 1香港ドル=15.284円、100韓国ウォン=9.616円、1人民元=14.786円、1インドルピー=2.626円、1米ドル=118.56円

(Bloombergのデータに基づいて、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社が作成)

《アジア主要株式指数時価総額比較》



《韓国と日本の企業収益比較 (ROE)》



ポイント2: アジアのハイテク立国に注目しましょう!

韓国は、ハイテク先進国です。

《アジア国別インターネット普及率 2004 年》



《ブロードバンド普及率トップ 20》



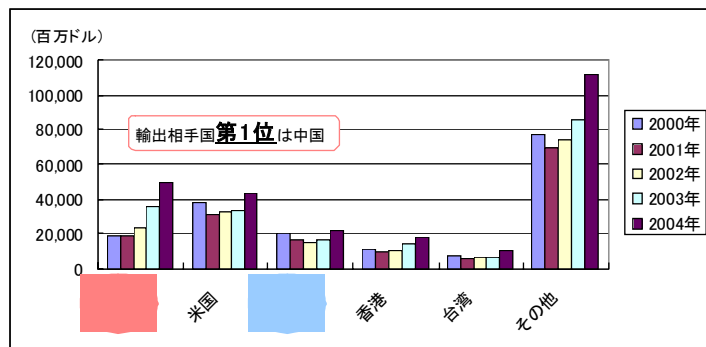
(注) ブロードバンド普及率は人口当たりのDSL、ケーブル、その他のブロードバンド契約者数

出所: ITU (International Telecommunication Union)

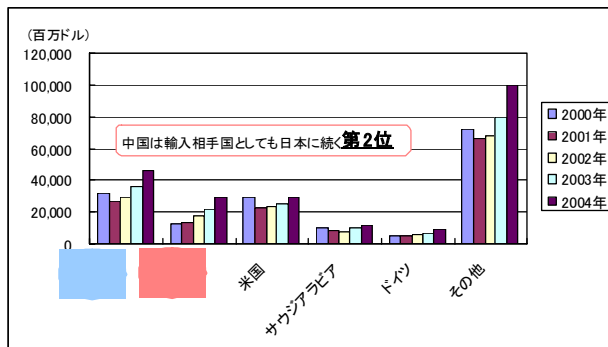
ポイント3:チャイナ・コネクションに注目しましょう！

韓国経済と中国経済との強い結びつきに注目！

《韓国の主要輸出相手国》



《韓国の主要輸入相手国》



*外務省ホームページより、出典：産業資源部

◆ ファンドの概要 ◆

- ・「CAりそな韓流ファンド」は、主として、韓国株式に投資し、約15年の運用実績を有する「CA Funds 韓国ファンド」に投資します。
- ・「円建マネー サブファンド」にも一部投資しますが、「CA Funds 韓国ファンド」の組入比率を原則として90%以上に保つこととします。

*ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

投資対象ファンド概要

『CA Funds 韓国ファンド』（ルクセンブルグ籍会社型投資信託）（円建）

設 定 日：1991年12月*

ベンチマーク：KOSPI 指数（韓国総合株価指数）

純 資 産：約1.26億米ドル（約148.2億円@117.47円、2006年3月末現在）※

信託報酬：税抜年率0.72%以内（現状：税抜年率0.72%）

運用会社：クレディ・アグリコル アセットマネジメント・ホンコン

*「CAりそな韓流ファンド」の日本での設定にあたり新たにI4クラスを設け、既存のクラスと合わせた合同運用が行われています。

《ファンドの特徴》

1. 経済復活がめざましい韓国の株式（主に韓国証券取引所に上場する株式）中心に運用します。ベンチマークはKOSPI 指数（韓国総合株価指数）です。
2. I4クラスについても、約15年の運用実績のあるCA Funds 韓国ファンド（米ドル建）と同様の運用を行います。
3. 入念な企業分析や独自の調査が、付加価値を生み出します。特に、調査が手薄になりがちの中堅企業訪問も徹底し、より幅広く、深部にわたるリサーチをしています。株価が割安な企業への投資機会の獲得を目指します。

ファンドの運用内容

《クレディ・アグリコル アセットマネジメント・ホンコン概要》

クレディ・アグリコル アセットマネジメント・ホンコンは、クレディ・アグリコル・グループのアジアにおける資産運用を担当しております。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント (CAAM) は1997年5月20日、クレディ・アグリコル エス・エーのインドスエズ銀行買収により誕生しました。クレディ・アグリコルの資産運用部門の前身であるセジェスパーと、インドスエズ銀行の資産運用部門の前身であるインドスエズ・アセットマネジメントのビジネスを融合。セジェスパーは1978年に資産運用ビジネスを開始し、またインドスエズ銀行の資産運用部門の活動は1950年代初期にまでさかのぼります。1997年、インドスエズ銀行をケス・ナショナル・ド・クレディ・アグリコル (クレディ・アグリコル エス・エーの前身) が買収したことに伴い、セジェスパーの資産運用部門がインドスエズ・アセットマネジメントと合併し、インドカムと名称変更、ポートフォリオ・マネージャーとして資産運用ビジネスを行ってきました。2001年4月、現在のクレディ・アグリコル アセットマネジメントに名称変更し、資産運用会社として事業分野を広げ、現在に至っております。クレディ・アグリコル アセットマネジメント・ホンコンはアジア地域の中心拠点として、1982年に設立されました。

《運用スタイル》

- ・アジア株式運用における運用哲学は「アセット・アロケーション・オーバーレイを加味した銘柄選択」です。
- ・綿密なリサーチ及び分析に基づく銘柄選択と、緊密なチーム・ワークと全運用スタッフの相互作用が一体となって成長性を重視したボトムアップ・アプローチによる投資を実行しています。

<銘柄選択のポイント①：定性評価の基準>

- ・割安なバリュエーションと高い利益成長の見込める企業
- ・投資格付の上げが近いと見込める企業

企業	経営	産業
- 競争上の優位性 - ニッチ市場や業界における支配的地位 - 事業の集約度 - 高付加価値なビジネス - 内部成長と合併による成長	- 強固な経営陣 - 明確なビジョン - 真摯な姿勢 - トラック・レコード - 実行力 - 情報開示・透明性 - 少数株主への対応 - 技術革新	- 産業の成熟度 - 参入障壁 - 景気サイクル - 競争 - 規制環境

<銘柄選択のポイント②：定量評価の基準>

利益成長の牽引力

- ・安定した売上成長力
- ・利益率の維持と拡大
- ・コスト構造とコスト管理
- ・価格決定力
- ・ROEの要因分析

財務内容

- ・現預金と内部資金量
- ・ギアリング・レシオ
- ・各国特有の会計処理
- ・加重平均資本コスト
- ・投下資本利益率

利益予測

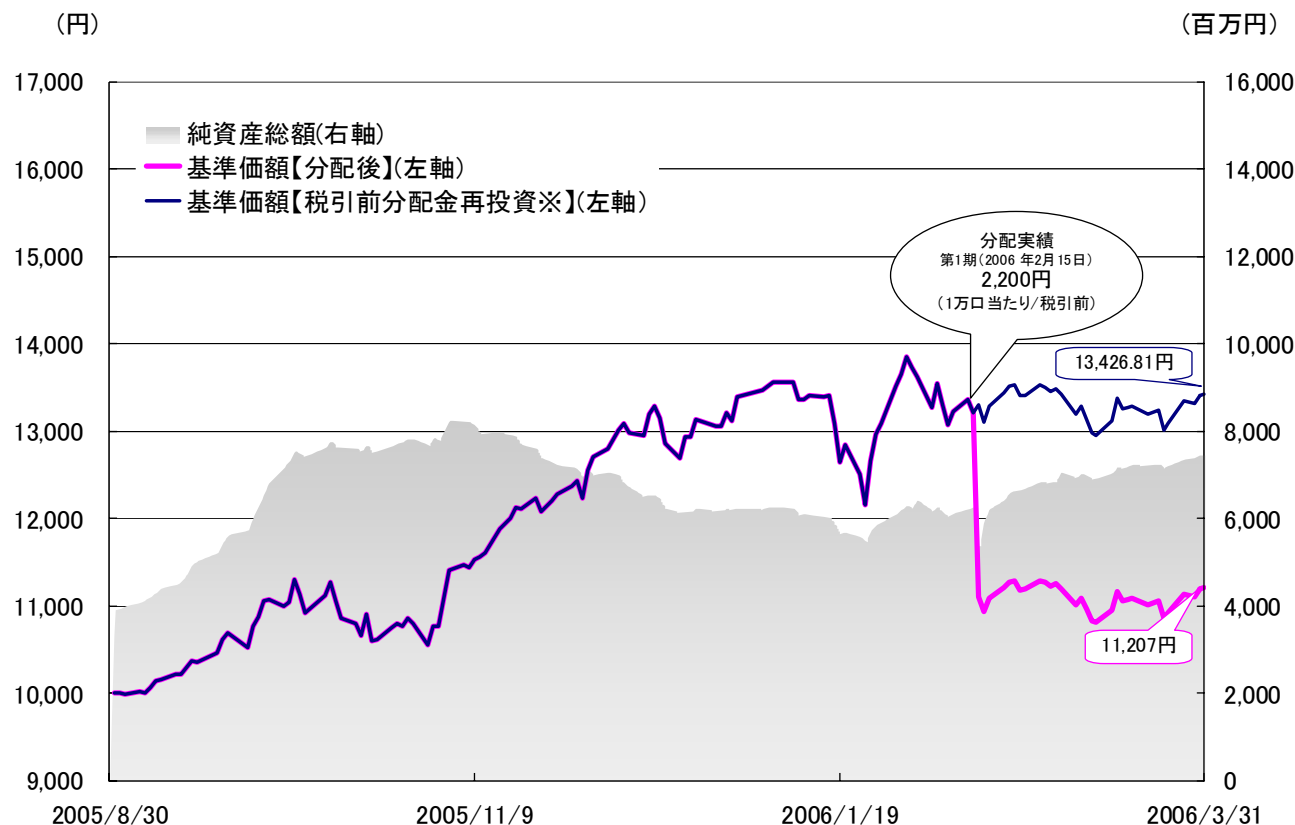
- ・外部要因の見直し修正に伴う定期的な業績予想見直し
- ・利益変動要因となり得る要素を予測
- ・外部アナリストと社内予想との定期的な比較検討

<銘柄選択のポイント③：バリュエーションにおける基準>



《CA リソナ韓流ファンドのポートフォリオ現況 (2006 年 3 月末現在)》

《設定来の基準価額の推移》



※基準価額〔税引前分配金再投資〕は、当ファンドの基準価額に、分配金（税引前）をその分配を行う日に無手数料で全額再投資したと仮定して算出したものであり、実際の基準価額とは異なります。

*過去の実績であり、将来を保証あるいは予測するものではありません。

《ファンドの内訳》

内訳	組入比率(%)
CA Funds 韓国ファンド(I4 クラス)	98.89%
円建マネー サブファンド	0.53%
現金等*	0.59%
合計	100.00%

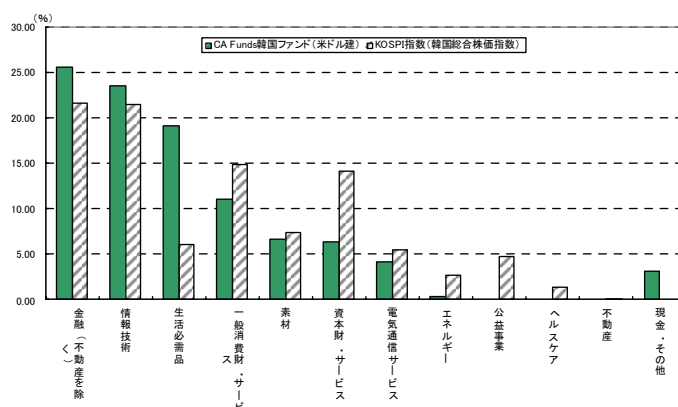
*現金等にはファンドの信託報酬等の諸費用を含みます。

《保有上位 10 銘柄※》

銘柄	組入比率(%)	業種別
国民銀行	9.63%	金融(除く不動産)
ウリィ・ファイナンス・ホールディングス	5.49%	金融(除く不動産)
オリオン・ユープ	5.40%	生活必需品
KT & G	4.35%	生活必需品
サムスン電子(優先株)	4.35%	情報技術
LG テレコム	4.20%	電気通信サービス
サムスン電子	4.10%	情報技術
新韓金融グループ	4.08%	金融(除く不動産)
ポスコ	3.90%	素材
ハイト麦酒	3.61%	生活必需品

2006 年 3 月末現在、合計 39 銘柄を組入れています。

《業種別組入比率※》



CA リソナ韓流ファンド」が投資する「CA Funds 韓国ファンド (I4 クラス)」のマスターファンドの組入状況です。

《ご参考：韓国の企業ってどんな企業？》

◆サムスングループ

半導体において、世界で第一位の市場シェアを有します。

サムスン電子 (2003 年)

製品名	シェア	順位
DRAMチップ	31.00%	1位
SRAMチップ	32.60%	1位
LDI	26.00%	1位

(出所：サムスンホームページ)

DRAM チップ…パソコンで使われる半導体記憶素子。メインメモリとして使用されています。記憶内容を保持するには常にデータの再書き込み（リフレッシュ操作）が必要となります。

SRAM チップ…DRAM チップ同様、メモリとして使われますが、再書き込み（リフレッシュ操作）が必要ありません。

(出所：アスキーデジタル用語辞典)

LDI…LCD（液晶ディスプレイ）の解像度を拡大させる駆動チップ。

(出所：サムスンホームページ)

◆LG グループ

世界でトップクラスの家電メーカー、LG 電子を有するグループです。

LG 電子：これまでに数々の賞を受賞しています。

2005 年 6 月：「フロスト・アンド・サリバンアジア太平洋技術アワード 2005」※1

「アジアモバイルニュースアワード 2005」※2 をダブル受賞。

※1 売上額、成長率、マーケットシェアなどが優れた携帯電話製造メーカーに与えられる「今年の最高企業賞」。

※2 LG 電子のスライド型エッジフォンが「最高のデザイン賞」として受賞。

(出所：LG 電子ホームページ)

LG テレコム：携帯電話事業会社で、世界で初めて CDMA 方式通信サービスを提供しています。

(出所：LG テレコム)

『円建マネー サブファンド』（フランス籍契約型投資信託）（円建）

設定日：2001 年 12 月 4 日

純資産：約 8.13 億円（2006 年 3 月末現在）

信託報酬：税抜年率 0.15%以内（現状、税抜年率 0.10%）

運用会社：クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー

投資顧問会社：クレディ・アグリコル ストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エー

《ファンドの特徴》

ファンドは、日本の市中金利との関係で、円建で純資産価額の日々の成長を達成することを目的とします。ファンドのポートフォリオは、主に日本国債、内外の公社債（原則 A 格以上）、短期金融資産等（財務省証券、コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金証書、銀行預金等）及び公開または非公開の発行会社の社債から構成されています。

ファンドは、効力を有する法令によって認可されているフランス及びその他外国の市場において、金融派生商品に投資することができます。ファンドは、買戻条件付取引及び有価証券貸付取引を行うことができます。

《クレディ・アグリコル ストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エー概要》

クレディ・アグリコル ストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エーは、クレディ・アグリコルグループのストラクチャード・プロダクトの知識、ノウハウ、技術を結集させた資産運用会社です。クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーと同一の運用チームが従来どおりの商品設計力とグループ内の資産運用サービスに基づいて、ストラクチャード商品等を提供します。

《ご参考：KOSPI 指数（韓国総合株価指数）の推移》



(Bloombergのデータに基づいて、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社が作成)

投資対象

① 投資対象資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）
 - イ．有価証券
 - ロ．金銭債権
 - ハ．約束手形（証券取引法第2条第1項第8号に掲げるもの（CP）を除きます）
 - ニ．金銭の信託の受益権
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、主として「CA Funds 韓国ファンド」のI4クラス及び「円建マネー サブファンド」の投資信託証券のほか、信託金を、次の有価証券に投資することを指図します。

- 1) コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
- 2) 外国または外国法人の発行する証券または証書で、1)の証券の性質を有するもの

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

④ 金融商品による運用の特例

前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③の1)から4)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

分配方針

①収益分配方針

ファンドは、毎決算時に、原則として次の方針により分配を行います。

- 1) 分配対象収益の範囲
分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 2) 分配対象収益についての分配方針
分配金額は、委託会社が基準価額水準及び市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- 3) 留保額の運用方針
留保額の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

②収益の分配

- 1) 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - (i) 配当金、利子及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます)は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - (ii) 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます)は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その金額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積立てることができます。
 - (iii) 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。
 - (iv) 収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるもの(追加型証券投資信託の収益分配のうち非課税とされるもの)とし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等とは、原則として、各受益者毎の個別元本をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- 2) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

③収益分配金の支払

- 1) 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目)から収益分配金交付票と引換に支払います。
 - 2) 上記1)の規定にかかわらず、別に定める契約(自動けいぞく投資契約)に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、原則として毎計算期間終了日に収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益証券を売付します。
 - 3) 上記1)に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとします。
 - 4) 受益者が、収益分配金について上記1)に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。
- (注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に、原則として決算日から起算して5営業日目(予定)からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換に受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

投資制限

【当ファンドの信託約款で定める投資制限】

- 1) 投資信託証券以外への投資は、信託約款の範囲内で行います。
- 2) 株式への投資制限
株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます）への直接投資は行いません。
- 3) 外貨建資産への投資制限
外貨建資産（外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます）の投資割合には制限を設けません。
- 4) 同一銘柄の投資信託への投資制限
原則として実質的に複数のファンドに投資し、かつ1ファンドへの投資割合は純資産総額の50%を超えないものとします。ただし、信託約款若しくは定款等において、ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される（販売会社及び運用会社が一時取得する場合を含みます）ファンドであることが記載されているファンドを組入れる場合には50%以上の取得ができるものとします。
- 5) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 6) 外国為替予約取引の指図及び範囲
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 7) 資金の借入れの制限
 - (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間若しくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - (c) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- 8) 受託者による資金の立替え
 - (a) 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
 - (b) 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等、投資信託証券の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
 - (c) 立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【法令により禁止または制限される取引等】

投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます）等により、後記に掲げる取引は、禁止または制限されます。

1) 同一法人の発行する株式の投資制限

投資信託委託業者は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用を行う全ての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の 50%を超えることとなる場合において、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することはできません。

2) 先物取引等の評価損の制限

委託会社は、信託財産の純資産の 100 分の 50 を乗じた額が、当該信託財産に係る次の(a)、(b)に掲げる額（これらの取引のうち、当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には、当該評価益の合計額を控除した額とします）ならびに(c)及び(d)に掲げる額の合計額を下回ることとなるものにかかわらず、当該信託財産に係る有価証券先物取引等を行うことまたは継続することを受託会社に指図することはできません。

- (a) 当該信託財産に係る先物取引等評価損（有価証券オプション取引等及び有価証券店頭オプション取引等の売付約定に係るものを除きます）。
- (b) 当該信託財産に係る有価証券オプション取引等及び有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等（オプションの行使の対象となる一または複数の有価証券若しくは有価証券指数またはこれと類似のものをいいます）の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの。
- (c) 当該信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権を表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの。
- (d) 当該信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの。

ファンドの主なリスク

当ファンドの主要投資対象は、韓国の株式に投資をするルクセンブルグ籍の投資信託証券であり、当該投資信託証券は、値動きのある有価証券に投資します（外国証券には為替変動リスクもあります）ので、基準価額は変動します。従って、当ファンドは、金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。また、当ファンドは、預金保険の対象ではなく、信託財産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属することとなります。以下は、当ファンドに関して考えられる主なリスクです。

① 韓国株式への投資に関するリスク

当ファンドの主要投資対象であるルクセンブルグ籍の投資信託証券は、主に韓国市場に上場している韓国株式を投資対象としていますが、韓国の証券市場は欧米等の先進国に比べ、市場規模や取引量が小さく流動性が低いことからリスクは相対的に高くなります。また、韓国証券取引所の規制により各株価の日々の変動幅は当該株式の前日株価（基準価格）の上下 15%に制限されています。したがって、この制限によって株価が上限又は下限に固定された場合、当株価は、当該制限がない場合の当日における市場価格（希望売買価格）を必ずしも反映していないことがあります。

② 価格変動リスク

上場、非上場にかかわらず、有価証券への投資にはリスクが伴います。有価証券の価格は経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により変動します。従って、ファンドの基準価額は、ファンドが置かれている投資環境により変動します。また、債券及びその他確定利付証券への投資もリスクを伴います。一般に、債券価格は金利によって変動し、金利が上昇すると債券価格は下がります。債券及びその他確定利付証券の市場価格は、発行体の債務不履行や流動性リスクなどの信用リスクの影響も受けます。

③ 市場参加リスク

当ファンドが（直接若しくは間接に）取引または投資を行う相手方であり、または当ファンドの信託財産が保管を目的に委託されるブローカー会社及び銀行を含む機関は、営業能力または当ファンドの資本ポジションを損なうような財政困難に直面することがあります。

④ 信用リスク

- ・当ファンドが取引を行う一定の組織化された市場が、主たる市場になります。かかる市場において、当ファンドは相手方当事者の債務不履行による影響を受けます。
- ・相手方当事者が破産した場合、本来ならば相当の利益を得ていたと思われる場合でも、当ファンドの資金を回収することは不可能となり、受益者は多大な損失を被ることがあります。
- ・債券への投資は、該当する発行体の財政状況、一般的な経済状況、若しくはその両方、あるいは金利の予期せぬ上昇により、特に超過債務の発行体が利払い・元本償還能力を失うおそれのある場合、不利な変動をすることがあります。該当する発行体の利払い・元本償還能力は、（発行体）企業の特定の事業展開や、特定の経営プランの実現不能若しくは追加的資金調達が不可能な場合にも、不利な変動をするおそれがあります。また、景気の低迷や金利上昇は、債務証券の発行体の債務不履行の可能性を増大させるおそれがあります。
- ・当該発行体が債務不履行に陥った場合は、その債券の元金や利息の支払が滞ったり、支払われなくなり、ファンドの基準価額の下落要因となります。

⑤ ビジネスリスク

一般に、投資した企業の経営等に重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。

⑥ 流動性リスク

一般に、市場規模や取引量が小さい組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売買できず、不測の損失を被るリスクがあります。

⑦ 政治的リスク

ある国の政治状況が、ファンドが投資する国の証券価値に影響を与えることがあり、結果としてファンドの基準価額にも影響が及ぶことがあります。

⑧ 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因になります。

⑨ 為替変動リスク

- ・外貨建の有価証券に投資した場合は、為替変動によって重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・当ファンド及び主な投資対象であるファンドの投資信託証券は、円建で基準価額が表示されますが、主な投資対象であるファンドの投資対象は外貨建資産であり、当該ファンドにおいて為替ヘッジは行いません。従って、当該ファンドの基準価額は、円の米ドル及び韓国ウォンに対する為替相場の動きにより変動します。
- ・外貨建証券は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて、価格が大きく変動することがあります。

⑩ 規制の変更

- ・当ファンドの運用に関連する国又は地域の法令、税制及び会計基準等は今後変更される可能性があります。
- ・将来規制が変更された場合、当ファンドは重大な不利益を被る可能性があります。

⑪ その他

- ・前記以外にも、信託報酬、監査費用の負担及びこれらに対する消費税等の負担による負の影響が存在します。
- ・投資環境の変化などにより、継続募集期間の更新を行わないことや、募集を停止することがあります。この場合は、新たに当ファンドを購入できなくなります。
- ・証券市場及び外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化若しくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、当初元本を下回る可能性があります。

その他の留意点

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託は預金ではありません。
- ・投資信託は金融債ではありません。
- ・投資信託は預金保険の対象となりません。
- ・投資信託は値動きのある証券に投資するため、投資元本及び分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（証券会社・銀行は販売の窓口となります）。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。



委託会社の概要

名称 : クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
 代表者の役職氏名 : 代表取締役 青野 晴延
 本店の所在の場所 : 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号

【委託会社の資本金】

3億円（有価証券届出書提出日現在）

【委託会社の沿革】

昭和61年7月1日 「インドスエズ・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッド」設立
 昭和63年6月8日 証券投資顧問業の登録
 平成元年1月31日 投資一任契約にかかる業務の認可
 平成2年7月20日 「インドスエズ・ガートモア・アセット・マネージメント株式会社」に商号変更
 平成6年9月20日 「インドスエズ・ガートモア投資顧問株式会社」に商号変更
 平成7年10月2日 「インドスエズ投資顧問株式会社」に商号変更
 平成9年9月1日 「インドカム投資顧問株式会社」に商号変更
 平成10年9月30日 「インドカム・アセット・マネージメント投信株式会社」に商号変更
 平成10年11月24日 証券投資信託委託業の免許取得（法律改正に伴い、現在は認可取得）
 平成13年4月25日 「クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社」に商号変更

【大株主の状況】

（有価証券届出書提出日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
クレディ・アグリコル アセット マネジメント・エス・エー	フランス共和国 パリ市 パスツール 大通り 90番地 75015	23,200株	100%

《クレディ・アグリコル・グループ概要》

クレディ・アグリコル・グループは、1894年に設立された、フランス最大級のリテールバンク、クレディ・アグリコル エス・エーを中核とする金融グループです。

クレディ・アグリコル エス・エーは、欧州大陸第1位のユニバーサルバンク^{※1}（地銀43行、従業員数約62,000人超、9,060支店^{※2}）であり、フランス国内で上位の格付を取得しております（スタンダード&プアーズ社：AA-格、ムーディーズ社：Aa2格、フィッチ社：AA格^{※3}）。

クレディ・アグリコル・グループの業務内容は、商業銀行部門、地方銀行部門、資産運用部門、生命保険部門、損害保険部門、コンサルタント部門等と広範囲にわたっております。

また、2003年6月にフランス大手銀行クレディ・リヨネを買収したことで、ユーロ圏最大級の金融グループとなっております。

※1 自己資本（第一分類）は634.22億米ドル（出所：The Banker, July 2005）に基づきます。

※2 2004年12月末現在

※3 2005年3月末現在

《クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社概要》

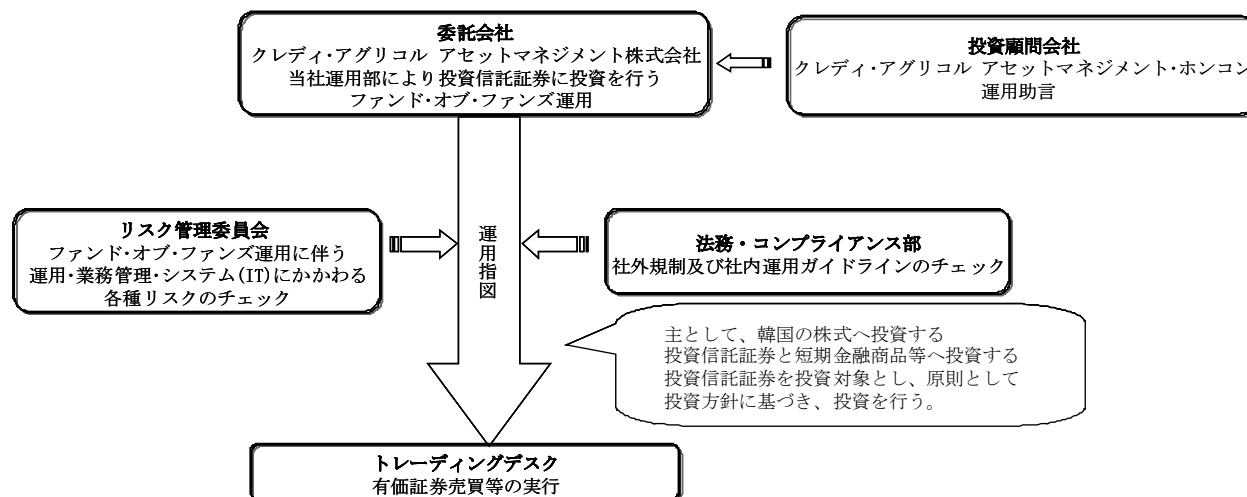
クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社は、グループの資産運用部門であるクレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー（フランス）の100%子会社で、日本における資産運用ビジネスの拠点として、1986年以来、日本のお客様に資産運用サービスを提供しております。

現在、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社は、日本株式の運用拠点としてパリ本社運用チームと連携した日本株式アクティブ運用を行っており、元本確保型ストラクチャード商品を中心とする投資信託を多数設定、欧州株式、欧州債券、オルタナティブをはじめとする機関投資家向商品など、幅広い商品提供を行っております。

運用体制及びリスク管理体制

【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。



当ファンドの運用体制は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

【リスク管理体制】

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社ではリスク管理を徹底すべく、以下のように2段階でリスクのモニター・管理を行っております。

・運用上のリスク管理

当ファンドの運用を担当する運用部は、企画本部からの定期的なフィードバックをもとにリスク・パフォーマンス状況の検討、組入れ投資信託証券のリスク試算等を行い、リスク管理が運用プロセスの重要な一部であるとの認識に立って、運用の決定を行います。また法務・コンプライアンス部とともに、ポートフォリオ対規規約規制、顧客の指定規約や社内規定の遵守を徹底しております。

・業務上のリスク管理

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の運用状況モニター及びリスク管理については、現在以下の事項が実施されています。

- (i) ファンド毎に、目論見書（信託約款）上のファンド個別の投資制限や投信法及び協会ルール等に基づくチェック項目がシステムにプログラムされ、日次ベースでコンプライアンス担当者が運用状況を確認します。
- (ii) 投資制限等に超過が見つかった場合は、当社の、あるいは運用再委託先の運用担当者に連絡し事情を確認し、市場変動等外的要因による“一時的な超過”とみなせる場合も含め、適切にポジションの改善が図られるまで日次で確認及び運用担当者との連絡を続けます。
- (iii) 運用状況の確認の結果は、毎月開かれるコンプライアンス委員会（メンバーは会長、社長、法務・コンプライアンス部長及び同スタッフ、業務管理本部長、運用部長）に報告されます。同委員会においては、決済に関わる問題、その他受託者責任上の諸問題が発生した場合の問題処理手続や再発防止策についても報告、議論がなされ、リスク管理について必要な方策を講じています。
- (iv) 四半期毎にリスク管理委員会（メンバーは全ての常勤取締役、法務・コンプライアンス部長、法務・コンプライアンス部リスク管理担当者及び運用部で構成）が開かれ、運用・業務管理・システム（IT）に関わるリスクの週次・月次モニターの結果等を通じてリスク管理体制全般の構築が行われています。

買付(販売)の申込手続

ファンドの取得の申込は、委託会社が指定する販売会社の本支店・営業所において取扱っております。販売会社によっては、一部の支店・営業所等で取扱わない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

申込期間	当初募集期間	平成17年7月25日(月)から平成17年8月30日(火)まで
	継続募集期間	平成17年8月31日(水)から平成18年11月7日(火)まで※ ¹
	ただし、ファンドの休業日※ ² にあたる場合は、お申込みできません。 ※ ¹ 継続募集期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 ※ ² ファンドの休業日とは、日本及び香港の証券取引所の休業日、日本及びルクセンブルクの銀行休業日であることを指します。	
お申込単位	自動けいぞく投資コース	1万円以上1円単位
お申込価額	当初募集期間	1口当たり1円
	継続募集期間	取得申込日の翌営業日の基準価額
払込期日	当初募集期間	受益証券の取得申込者は、当初募集期間中に当ファンドの申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。
	継続募集期間	お申込みを受付けた販売会社が定める日までにお申込金額をお申込みの販売会社にお支払いください。払込期日は販売会社によって異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

換金(解約)の申込手続

解約期間	原則として、毎営業日解約のお申込みが可能です。ファンドをご購入いただいた販売会社においてお申込みください。 ただし、ファンドの休業日にあたる場合は、お申込みできません。
解約単位	1口単位
解約価額	申込日の翌営業日の基準価額
解約金の支払	解約金は、解約実行日から起算して原則として5営業日目から、販売会社においてお支払いします。

- 1) 証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で途中解約の実行の請求の受付を中止すること、及び既に受付けた途中解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- 2) 受益証券の買取
販売会社は、受益者の請求があるときは、その受益証券を買取ります。
買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

買付(販売)手続等及び換金(解約)手続等について委託会社の照会先は次の通りです。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン
電話番号：0120-202-900 (フリーダイヤル)
受付時間：月曜日～金曜日(祝休日を除く)の午前9時～午後5時(平日営業日は午前9時～午前11時半)
インターネットホームページ：<http://www.jp.ca-assetmanagement.com>

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

平成19年1月4日以降の換金にかかる換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引続き保有された場合は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

ファンドにかかる費用・税金

お客様に直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金
申込時	申込手数料※ ¹	3.675%（税抜3.5%）を上限に販売会社が定めるものとします。
途中解約時	所得税及び地方税	解約価額※ ² の個別元本超過額※ ³ に対して課されます。
収益分配時	所得税及び地方税	収益分配金に対して課されます。
償還時	所得税及び地方税	償還時の個別元本超過額に対して課されます。

※¹ 申込手数料についての詳細はお申込み販売会社の本支店営業所等にお問い合わせください。

委託会社のインターネットホームページ（<http://www.jp.ca-assetmanagement.com>）でも販売会社の申込手数料等がご覧いただけます。

※² 解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

※³ お客さまの個別元本（受益者毎の信託時の受益証券の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）をいいます）を上回る金額に対して課税されます。

※ 当ファンドの収益分配金は、配当控除・益金不算入制度の適用対象外となります。

（注）税制が変更・改正された場合は上記の内容が変更になることがあります。当ファンドの会計上・税務上のお取扱いについては、あらかじめ会計士・税理士にご確認ください。

ファンドで間接的にご負担いただく費用

当ファンドから支払われる費用は、後記の通りです。

【信託報酬等】

時期	信託報酬		
毎日	信託報酬の総額	信託財産の純資産総額に対し、 年率 1.26%以内（税抜 1.20%以内）を乗じて得た金額 現状：年率 1.1865%（税抜 1.13%）	
	信託報酬の配分	委託会社	0.4725%以内（税抜0.45%以内）※ 現状：0.399%（税抜0.38%）
		販売会社	0.735%（税抜0.70%）
		受託会社	0.0525%（税抜0.05%）

信託報酬は、毎計算期間末、または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

※ 投資顧問会社への報酬は、委託会社の信託報酬から税抜年率0.05%以内（現状、税抜年率0.03%）が支払われます。また、組入投資信託証券とその信託報酬は後記の通りです。

「CA Funds 韓国ファンド」のI4クラス：税抜年率0.72%以内（平成18年3月31日現在、税抜年率0.72%）

「円建マネー サブファンド」：税抜年率0.15%以内（平成18年3月31日現在、税抜年率0.10%）

* 日本国外においてかかる費用（組入投資信託証券の信託報酬）に関しては、消費税が課されません。
委託会社は、受託会社の同意のうえ、前記に規定する率以内で信託報酬率を変更することができます。

【その他の手数料等】

- ① 資金の借入れにかかる借入金の利息
信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支払われます。
 - ② 信託事務等の諸費用
 - 1) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
 - 2) 信託財産にかかる監査費用及び当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて毎日、合理的な金額を当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期末の翌営業日まで、または信託終了のとき信託財産中から支払われます。
 - ③ 当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料
信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローン及び手形割引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。
- ※ ルクセンブルグ籍及びフランス籍の投資信託証券においても組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を現地投資信託証券が負担します。

税金の取扱

課税については、次のような取扱となります。なお、税法が変更・改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

- ① 個別元本について
 - (i) 追加型投資信託について、受益者毎の信託時の受益証券の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
 - (ii) 受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
 - (iii) 保護預りでない受益証券及び記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。
 - (iv) 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「特別分配金」については、後記「③収益分配金の課税について」を参照）。
- ② 途中解約時及び償還時の課税について
途中解約時及び償還時の個別元本超過額が課税対象となります。
- ③ 収益分配金の課税について
追加型投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
受益者が収益分配金を受取る際、
 - (i) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、
 - (ii) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ファンドにかかる費用・税金

④ 個人、法人別の課税の取扱いについて

(i) 個人の受益者に対する課税

時期	適用期間	源泉税率	方法
途中解約時 及び償還時	平成 20 年 3 月 31 日まで	10% 所得税 (7%) 地方税 (3%)	途中解約時及び償還時の 個別元本超過額に対して 源泉徴収 (申告不要) さ れます。
	平成 20 年 4 月 1 日以降	20% 所得税 (15%) 地方税 (5%)	
収益分配時	平成 20 年 3 月 31 日まで	10% 所得税 (7%) 地方税 (3%)	収益分配金のうち、「普通 分配金」に対して源泉徴 収 (申告不要) されます。 「特別分配金」には課税さ れません。
	平成 20 年 4 月 1 日以降	20% 所得税 (15%) 地方税 (5%)	

※確定申告により総合課税の選択もできます。

(ii) 法人の受益者に対する課税

時期	適用期間	源泉税率	方法
途中解約時 及び償還時	平成 20 年 3 月 31 日まで	7% 所得税 (7%)	途中解約時及び償還時の 個別元本超過額に対して 源泉徴収されます。地方 税の源泉徴収はありません。
	平成 20 年 4 月 1 日以降	15% 所得税 (15%)	
収益分配時	平成 20 年 3 月 31 日まで	7% 所得税 (7%)	収益分配金のうち、「普通 分配金」に対して源泉徴 収されます。地方税の源 泉徴収はありません。「特 別分配金」には課税され ません。
	平成 20 年 4 月 1 日以降	15% 所得税 (15%)	

⑤ 買取時の課税について

原則として源泉徴収は行われず、確定申告により納税していただきます。

買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

当ファンドの収益分配金は、配当控除、益金不算入制度の適用対象外となります。

税法が変更・改正された場合は、前記の内容が変更になることがあります。

当ファンドの会計上・税務上の取扱いについては、あらかじめ会計士・税理士にご確認ください。

管理及び運営の概要

【資産の評価】

1) 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます）、預金その他の資産をいいます。以下同じ）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

2) 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、当日の基準価額は原則として、翌日の日本経済新聞に「韓流」の名称で掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

当ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次の通りです。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時（平日営業日は午前9時～午前11時半）

インターネットホームページ：<http://www.jp.ca-assetmanagement.com>

【保管】

販売会社は、受益証券を原則として保護預り契約に基づいて保管（保護預り）するものとします。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

【信託期間】

平成17年8月31日から無期限とします。ただし、後記「【その他】1) 信託の終了」に該当する場合、信託は終了することがあります。

【計算期間】

1) この信託の計算期間は、原則として毎年8月16日から翌年2月15日及び2月16日から8月15日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成18年2月15日までとします。

2) 各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

【受益者の権利等】

受益者は、主な権利として収益分配金に対する請求権、償還金に対する請求権及び途中解約（換金）請求権を有しています。

【その他】

1) 信託の終了

ファンドの運営方法・その他

(a) 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます（以下「繰上償還」といいます）。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- i. 信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
- ii. 信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合
- iii. やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、前記に従い繰上償還させる場合、以下の手続により行います。

- 1) 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 2) 前記の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- 3) 当該一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- 4) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 5) 前記2) から4) までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記2) の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合にも同様の取扱とします。

(b) 委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

2) 信託約款の変更

(a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

(b) 前記(a)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

(c) 前記(b)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)の信託約款の変更をしません。

(d) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(e) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記(a)から(d)までの規定に従います。

(f) 委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして前記(a)から(d)の規定に従います。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記(b)の書面の交付を原則として行いません。

3) 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または信託約款の重要なものについて変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己の所有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

4) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

5) 運用報告書の作成

委託会社は、毎計算期間の末日及び償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

内国投資信託受益証券事務の概要

(1) 受益証券の名義書換等

投資家が、委託会社の定める手続によって、ファンドの受益証券を取得した販売会社に請求したときは、無記名式受益証券と引換に記名式の受益証券に、または記名式受益証券と引換に無記名式に変更することができます。また、記名式受益証券を取得した受益者は、取得した販売会社に申出ることにより、名義書換を請求することができます。ただし、名義書換手続は、ファンドの毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。記名式受益証券から無記名式受益証券への変更及び無記名式受益証券から記名式受益証券への変更ならびに名義書換にかかる手数料は徴収しません。

(2) 受益者名簿

作成いたしません。

(3) 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

(4) 受益証券の譲渡制限の内容

受益証券の譲渡制限は設けておりません。ただし、記名式の受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続による名義書換によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することはできません。

(5) 受益証券の再発行

- ① 無記名式受益証券を喪失した受益者が、当該受益証券の公示催告による除権判決の謄本を添え、委託会社の定める手続によって再交付を請求したときは、委託会社は、無記名式受益証券を再交付します。
- ② 記名式受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続によって再交付を請求したときには、委託会社は、記名式受益証券を再交付します。
- ③ 委託会社は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、当該受益証券を添え、委託会社の定める手続によって再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、受益証券を喪失した場合の前記①及び②の規定を準用します。
- ④ 委託会社は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができるものとします。

(注)

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替受益権となる予定であり、委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

○ 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

○受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします）に支払います。

○質権口記載又は記録の受益権の取扱について

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

その他ファンドの情報

①内国投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託受益証券です（以下「受益証券」といいます）。
原則無記名式ですが、記名式への変更も可能です。
格付は取得していません。

②発行価額の総額

1. 当初募集期間：平成 17 年 7 月 25 日（月）から平成 17 年 8 月 30 日（火）まで
100 億円を上限とします。募集額がファンドの効率的な運用を行うに必要な額に満たないと委託会社が判断した場合、設定を中止することがあります。
2. 継続募集期間：平成 17 年 8 月 31 日（水）から平成 18 年 11 月 7 日（火）まで※
1,000 億円を上限とします（なお、前記金額には、申込手数料及び申込手数料にかかる消費税及び地方消費税（以下「消費税等相当額」といいます）は含まれていません）。
※ 継続募集期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

③振替機関に関する事項

該当事項はありません。なお、ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行する予定であり、その場合の振替機関は下記の通りです。
株式会社証券保管振替機構

④日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

⑤有価証券届出書の写しの縦覧

委託会社が、有価証券届出書（有価証券届出書の訂正届出書が提出された場合には、当該訂正届出書を含みます）の写しを縦覧に供する主要な支店はありません。

「投資信託説明書（請求目論見書）」の項目

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の記載項目は、後記の通りです。

第 1 ファンドの沿革

第 2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

第 3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
- 2 受益者の権利等

第 4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
- 2 ファンドの現況

第 5 設定及び解約の実績

ファンドの運用状況

ファンドの運用状況

(1) 投資状況

信託財産の構成（平成 18 年 3 月 31 日現在）

資産の種類	国・地域	評価額（千円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	フランス	39,399	0.53
投資証券	ルクセンブルグ	7,401,857	98.89
預金、その他資産（負債控除後）		43,882	0.58
合計（純資産総額）		7,485,140	100.00

（注 1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額の比率をいいます。

（注 2）金額の単位未満は切捨てです。

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

平成18年3月31日現在

国 / 地域	銘柄名	数量（口）	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額金額 （円）	投資比率 （％）
フランス	円建マネー サブファンド	3,957	9,958	39,403,806	9,957	39,399,849	0.53
ルクセン ブルグ	CA Funds 韓国ファンド I4クラス	541,824	13,523	7,327,096,602	13,661	7,401,857,664	98.89

（注）投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価額の比率です。

種類別組入比率

平成18年3月31日現在

	純資産総額に対する比率（％）
投資信託受益証券	0.53
投資証券	98.89

②投資不動産物件

該当事項ありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項ありません。

(3) 運用実績

①純資産の推移

平成 18 年 3 月末日及び同日前 1 年以内における各月末ならびに下記の決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産額 (円) 分配落	純資産額 (円) 分配付	1 万口当たりの 純資産額 (円) 分配落	1 万口当たりの 純資産額 (円) 分配付
第1期計算期間末 (平成18年2月15日)	5, 296, 260, 207	6, 345, 260, 959	11, 107	13, 307
平成17年8月末日	3, 940, 349, 581	—	10, 000	—
平成17年9月末日	6, 850, 878, 000	—	11, 080	—
平成17年10月末日	7, 691, 462, 316	—	10, 553	—
平成17年11月末日	6, 961, 791, 696	—	12, 234	—
平成17年12月末日	6, 256, 515, 317	—	13, 398	—
平成18年1月末日	6, 223, 478, 233	—	13, 652	—
平成18年2月末日	6, 853, 275, 285	—	11, 273	—
平成18年3月末日	7, 485, 140, 403	—	11, 207	—

②分配の推移

期 間	1口当たりの分配金
第1期計算期間 (自 平成17年8月31日) (至 平成18年2月15日)	0. 2200円

③収益率の推移

期 間	収益率 (%)
第1期計算期間 (自 平成17年8月31日) (至 平成18年2月15日)	33. 1

(注)収益率は以下の計算式により算出しております。

(当該計算期間末分配付基準価額－設定時の基準価額 (10, 000円)) ÷ 設定時の基準価額 (10, 000円) × 100

ファンドの財務ハイライト情報

■以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。

■ファンドの「財務諸表」については、中央青山監査法人による監査を受けております。

また、当該監査法人による監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	第1期計算期間末 (平成18年2月15日現在)
		金額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		1,346,982,482
証券投資信託受益証券		39,403,806
投資証券		5,065,178,492
未収利息		36
流動資産合計		6,451,564,816
資産合計		6,451,564,816
負債の部		
流動負債		
未払金		51,770,296
未払収益分配金		1,049,000,752
未払解約金		18,565,270
未払受託者報酬		1,577,654
未払委託者報酬		34,077,253
その他未払費用		313,384
流動負債合計		1,155,304,609
負債合計		1,155,304,609
純資産の部		
元本		
元本	※1	4,768,185,237
剰余金		
期末剰余金		528,074,970
(分配準備積立金)		(21,685,195)
剰余金合計		528,074,970
純資産合計		5,296,260,207
負債・純資産合計		6,451,564,816

(2) 損益及び剰余金計算書

区分	注記 番号	第1期計算期間 (自 平成17年8月31日 至 平成18年2月15日)
		金額 (円)
経常損益の部		
営業損益の部		
営業収益		
受取利息		1, 547
有価証券売買等損益		1, 964, 438, 670
営業収益合計		1, 964, 440, 217
営業費用		
受託者報酬		1, 577, 654
委託者報酬		34, 077, 253
その他費用		316, 005
営業費用合計		35, 970, 912
営業利益		1, 928, 469, 305
経常利益		1, 928, 469, 305
当期純利益		1, 928, 469, 305
一部解約に伴う当期純利益分配額		857, 783, 358
剰余金増加額		716, 868, 474
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)		(716, 868, 474)
剰余金減少額		210, 478, 699
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)		(210, 478, 699)
分配金	※ 1	1, 049, 000, 752
期末剰余金		528, 074, 970

ファンドの運用状況

重要な会計方針

項目	第1期計算期間 (自 平成17年8月31日 至 平成18年2月15日)
有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 証券投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、当該証券投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、当該投資証券の基準価額で評価しております。

追加型証券投資信託

CA りそな韓流ファンド
信託約款

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託
CA りそな韓流ファンド

運用の基本方針

信託約款 21 条の規定に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用することを基本とします。主として、韓国の株式に投資を行うファンドと円建マネー ファンドに投資することにより、その実質的な運用はそれぞれの投資先ファンドが行い、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行うことを基本方針とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

韓国の株式に投資するルクセンブルグ籍の「CA Funds 韓国ファンド」の I4 クラス（円建）と、主に日本国債、内外の公社債（原則 A 格以上）、短期金融資産等に投資するフランス籍の「円建マネー サブファンド」を主な投資対象とします。なお、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローン及び手形割引市場において売買される手形に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

- ① 主として、韓国の株式に投資するルクセンブルグ籍の「CA Funds 韓国ファンド」の I4 クラス（円建）とフランス籍の「円建マネー サブファンド」（円建）に投資します。
- ② 韓国の株式に投資する投資信託証券（「CA Funds 韓国ファンド」の I4 クラス（円建））の組入比率は、原則として、90%以上とすることを基本とします。また、ファンド全体における投資信託証券の組入比率は、原則として高位を維持することとします。
- ③ 原則として、為替ヘッジは行いません。
- ④ 組入投資信託証券は、委託会社の判断により、適宜見直しを行います。この場合において、組入対象とされていた投資信託証券は、変更されることがあります。
- ⑤ 資金動向、市況動向等の急変により前記の運用が困難となった場合、暫定的に前記と異なる運用を行う場合があります。
- ⑥ 運用にあたっては、クレディ・アグリコル アセットマネジメント・ホンコンの投資助言を受けます。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券以外への投資は、信託約款第 20 条の範囲内で行います。
- ② 株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます）への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産（外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます）の投資割合には制限を設けません。
- ④ 原則として実質的に複数のファンドに投資し、かつ 1 ファンドへの投資割合は純資産総額の 50%を超えないものとします。ただし、約款若しくは定款等において、ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される（販売会社及び運用会社が一時取得する場合を含みます）ファンドであることが記載されているファンドを組入れる場合には 50%以上の取得が出来るものとします。

信託約款

3. 収益分配方針

ファンドは、毎決算時(毎年2月15日及び8月15日。休日の場合は翌営業日とします)に、原則として次の方針により分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- ② 分配金額は、委託会社が基準価額水準及び市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ③ 留保額の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
CA りそな韓流ファンド

信託約款

(信託の種類、委託者及び受託者、信託事務の委託)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式 会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② 受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 4 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ）を含みます）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ③ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、信託財産を害するおそれがないと認められる場合に行うものとします。この場合、信託財産を害するおそれがないと認められる場合とは、利害関係人に対する業務の委託に係る条件が市場水準等に照らし公正と認められる条件である場合をいいます。

(信託の目的、金額及び限度額)

- 第2条 委託者は、金 100 億円を限度として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1,000 億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

- 第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 42 条第 1 項、第 43 条第 1 項、第 44 条第 1 項及び第 46 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

- 第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

- 第5条 この信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第 6 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割及び再分割)

- 第6条 委託者は、第 2 条第 1 項の規定による受益権については、100 億口を限度として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額及び口数、基準価額の計算方法)

- 第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
- ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます)を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます)、預金その他の資産をいいます。以下同じ)の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

信託約款

- ③ 第 23 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行)

第9条 委託者は、第 6 条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(受益証券の申込単位、価額及び手数料等)

第11条 委託者の指定する証券会社(証券取引法第 2 条第 9 項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第 2 条第 2 号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ)及び登録金融機関(証券取引法第 65 条の 2 第 3 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ)は、第 9 条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に 1 万口以上 1 万口単位をもって当該受益証券の取得の申込に応ずるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます)を結んだ取得申込者に対しては、1 口の整数倍をもって取得の申込に応ずることとします。

この信託約款において別に定める契約とは、この信託について受益証券取得申込者と委託者の指定する証券会社及び登録金融機関が締結する別に定める契約と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合別に定める契約は当該別の名称に読み替えるものとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、取得申込日がファンドの休業日(日本及び香港の証券取引所の休業日、日本及びルクセンブルグの銀行休業日であることを指します。以下同じ)にあたる場合は、受益証券の取得の申込を受付けないものとします。
- ③ 1. 第 1 項の受益証券の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料及び当該手数料にかかる消費税並びに地方消費税(以下「消費税等」といいます)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1 口につき 1 円に、手数料及び当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
2. 前号の手数料の額は、3.5% (税抜) を上限として委託者の指定する証券会社及び登録金融機関が個別に定める料率を乗じて得た金額とします。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者が第 38 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として第 33 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受付を中止すること及び取得申込の受付を取消することができます。

(受益証券の種類)

第12条 委託者が発行する受益証券は、1 万口券、5 万口券、10 万口券、50 万口券、100 万口券、500 万口券、1,000 万口券、1 億口券、の 8 種類とします。

- ② 委託者の指定する証券会社及び登録金融機関は、第 1 項の受益証券を原則として保護預り契約に基づき保管するものとします。
- ③ 委託者の指定する証券会社または登録金融機関と受益証券取得申込者との間に結ばれた別に定める契約及び保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社または登録金融機関が保管する受益証券の種類は、第 1 項に定めるもののほか、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

(受益証券の記名式、無記名式への変更並びに名義書換手続)

第13条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引換に記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換に無記名式の受益証券を交付します。

- ② 記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。
- ③ 前項の規定による名義書換の手続は、第33条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

(記名式の受益証券譲渡の対抗要件)

第14条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第15条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、当該受益証券の公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続きにより再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

(記名式の受益証券の再交付)

第16条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きによって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第17条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続きにより再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。

(受益証券の再交付の費用)

第18条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

(投資の対象とする資産の種類)

第19条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ)
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形(証券取引法第2条第1項第8号に掲げるもの(CP)を除きます)
 - ニ. 金銭の信託の受益権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

(運用の指図範囲)

第20条 委託者は、信託金を、主として、次に掲げる投資信託証券のほか、次の有価証券(本邦通貨表示のものに限り)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
2. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

また、「次に掲げる投資信託証券」とは次のものをいいます。

1. 「CA Funds 韓国ファンド」のI4クラス(円建)(ルクセンブルグ籍)
2. 「円建マネー サブファンド」(フランス籍)

信託約款

- ② 委託者は、信託金を、前項各号に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

- 第20条の2 受託者は、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者及び受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第4条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ）、第24条第2項に定める信託業務の委託先及びその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第19条及び第20条第1項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない限り行うことができます。
- ② 前項の取扱は、第23条、第28条、第29条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

- 第21条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

- 第22条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図及び範囲)

- 第23条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(信託業務の委託)

- 第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産の保管及び処分並びにこれに付随する業務の全部または一部について、金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営むもの及びこれらの子会社等では有価証券の保管を業として営む者に委託することができます。
- ② 受託者は、前項のうち信託業法22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に定める基準の全てに適合するものを委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと。
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること。
 3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行う体制が整備されていること。
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること。
- ③ 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

(有価証券の保管)

- 第25条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第26条 金融機関または証券会社から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の表示及び記載の省略)

第27条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示及び記載をしません。

(有価証券売却等の指図)

第28条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第29条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第33条 この信託の計算期間は、毎年8月16日から翌年2月15日及び2月16日から8月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から平成18年2月15日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

信託約款

(信託財産に関する報告)

- 第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務等の諸費用)

- 第35条 信託財産に関する租税、その他信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息並びに信託財産の財務諸表の監査に要する費用及び当該監査費用にかかる消費税等相当額(以下「諸経費」といいます)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等相当額を含みます)は、第33条に規定する計算期間を通じて毎日、合理的な金額を当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期末の翌営業日までに、または信託終了のとき信託財産中より支弁します。

(信託報酬等の額及び支弁の方法)

- 第36条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第33条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の120以内の率を乗じて得た額とします。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中より支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ④ 委託者は、受託者の同意のうえ、第1項に規定する率以内で信託報酬率を変更することができます。

(収益の分配方式)

- 第37条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次のように処理します。
1. 配当金、利子及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます)は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます)は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その金額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い)

- 第38条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引換に受益者に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を委託者の指定する証券会社及び登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社及び登録金融機関は、別に定める契約に基づき受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付を行います。
- ③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換に受益者に支払います。
- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項に規定する収益分配金、償還金及び一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の営業所等において行うものとします。

- ⑥ 収益分配金、償還金及び一部解約金にかかる収益調整金は、原則として受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- ⑧ 記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届出るものとし、第 1 項の場合は収益分配金交付票に、第 3 項及び第 4 項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。
- ⑨ 委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金及び償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

(収益分配金及び償還金の時効)

第39条 受益者が、収益分配金について前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、並びに信託終了による償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金及び一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第40条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第 38 条第 3 項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第 38 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金及び一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(一部解約)

第41条 受益者(委託者の指定する証券会社及び登録金融機関を含みます)は、自己の有する受益証券につき、委託者に 1 万口単位(別に定める契約にかかる受益証券並びに委託者の指定する証券会社及び登録金融機関の所有にかかる受益証券については 1 口の整数倍)をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がファンドの休業日にあたる場合においては、委託者は一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

③ 受益者が第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社及び登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。

④ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

⑤ 前項の一部解約の価額は、当該一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑥ 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。

⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が第 2 項に規定する一部解約の実行の請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受付けることができる日とします)に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 5 項の規定に準じて計算された価額とします。

信託約款

(信託契約の解約)

- 第42条 委託者は、第3条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付した時は、原則として、公告を行いません。
 - ③ 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
 - ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の認可取消し等に伴う取扱い)

- 第44条 委託者が監督官庁より認可の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い)

- 第45条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

- 第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

- 第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第48条 第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第42条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、約款本文の規定にかかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

② 平成19年1月4日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。

③ 委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券に係る受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に当該申請の手続きを委任することができます。

④ 受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます）は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は

信託約款

受益証券の発行を請求しないものとします。

⑤ 委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定に従います。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行いません。

⑥ 委託者が、前項の信託約款変更を行なった場合、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。

⑦ 委託者が第 5 項の信託約款変更を行った場合、平成 19 年 1 月 4 日以降の一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる信託契約の一部解約にかか一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

⑧ 委託者が第 5 項の信託約款変更を行った場合においても、平成 19 年 1 月 4 日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換に受益者に支払います。

前記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 17 年 8 月 31 日

委 託 者 東京都千代田区内幸町 1 丁目 2 番 2 号
クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
代表取締役 青野 晴延

受 託 者 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 2 号
りそな信託銀行株式会社
取締役社長 新井 信彦

＜ご参考＞

信託約款（平成 19 年 1 月 4 日適用予定）の変更内容について

平成 18 年 12 月 29 日現在存在する当ファンドの受益証券を含むファンドの受益証券を原則としてすべて振替受益権とするため、委託者は、平成 19 年 1 月 4 日適用予定で重大な約款変更を行う予定です。下記の表は、この場合に予定している信託約款の変更内容について記載しております。

なお、重大な約款変更の内容についてあらかじめお知らせすることを目的としておりますので、単純な参照条文の変更（読み替え）や当該重大な約款変更以外の変更は割愛している場合があります。

下線部 _____ は変更部分を示します。

(重大な約款変更後の約款の内容)	(有価証券届出書提出日現在の信託約款の内容)
(受益権の取得申込みの勧誘の種類) 第 4 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項で定める公募により行われます。 (当初の受益者) 第 5 条 この信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 6 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 (受益権の分割及び再分割) 第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項の規定による受益権については 100 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 ② 委託者は、<u>受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</u> (受益権の帰属と受益証券の不発行) 第 9 条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、<u>社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されるこ</u>	(受益証券の取得申込みの勧誘の種類) 第 4 条 この信託にかかる<u>受益証券</u>の取得申込みの勧誘は、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項で定める公募により行われます。 (当初の受益者) 第 5 条 この信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する<u>受益証券</u>取得申込者とし、第 6 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 (受益権の分割及び再分割) 第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項の規定による受益権については、100 億口を限度として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 ② 委託者は、<u>受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。</u> (受益証券の発行) 第 9 条 委託者は、第 6 条の規定により分割された<u>受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。</u>

とにより定まる受益権を「振替受益権」といいます)。

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ)及び登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ)に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位、価額及び手数料等)

第11条 委託者の指定する証券会社及び登録金融機関は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に1万口以上1万口単位をもって取得の申込に応ずるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます)を結んだ取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることとします。

この信託約款において別に定める契約とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社及び登録金融機関が締結する別に定める契約と別の名称で同様の

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(受益証券の申込単位、価額及び手数料等)

第11条 委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ)及び登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ)は、第9条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に1万口以上1万口単位をもって当該受益証券の取得の申込に応ずるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます)を結んだ取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得の申込

権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合別に定める契約は当該別の名称に読み替えるものとします。 ② 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第4項第1号の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます）の支払いと引換に、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。 ③ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日がファンドの休業日（日本及び香港の証券取引所の休業日、日本及びルクセンブルグの銀行休業日であることを指します。以下同じ）にあたる場合は、<u>受益権</u>の取得の申込を受付けないものとします。 ④ 1. 第1項の<u>受益権</u>の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料及び当該手数料にかかる消費税並びに地方消費税（以下「消費税等」といいます）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、手数料及び当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。 2. 前号の手数料の額は、3.5%（税抜）を上限として委託者の指定する証券会社及び登録金融機関が個別に定める料率を乗じて得た金額とします。 ⑤ 前各項の規定にかかわらず、受益者が第38条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の<u>受益権</u>の価額は、原則として第33条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。 ⑥ 委託者は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受付を中止すること及び取得申込の受付を取消すことができます。 第12条 <削除> （受益権の譲渡にかかる記載または記録） 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。 ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び	に应ずることとします。 この信託約款において別に定める契約とは、この信託について<u>受益証券</u>取得申込者と委託者の指定する証券会社及び登録金融機関が締結する別に定める契約と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合別に定める契約は当該別の名称に読み替えるものとします。 <新設> ② 前項の規定にかかわらず、取得申込日がファンドの休業日（日本及び香港の証券取引所の休業日、日本及びルクセンブルグの銀行休業日であることを指します。以下同じ）にあたる場合は、<u>受益証券</u>の取得の申込を受付けないものとします。 ③ 1. 第1項の<u>受益証券</u>の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料及び当該手数料にかかる消費税並びに地方消費税（以下「消費税等」といいます）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる<u>受益証券</u>の価額は、1口につき1円に、手数料及び当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。 2. 前号の手数料の額は、3.5%（税抜）を上限として委託者の指定する証券会社及び登録金融機関が個別に定める料率を乗じて得た金額とします。 ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者が第38条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の<u>受益証券</u>の価額は、原則として第33条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。 ⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受付を中止すること及び取得申込の受付を取消すことができます。 （受益証券の種類） 第12条 委託者が発行する受益証券は、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券、1億口券、の8種類とします。 ② 委託者の指定する証券会社及び登録金融機関は、第1項の受益証券を原則として保護預り契約に基づき保管するものとします。 ③ 委託者の指定する証券会社または登録金融機関と受益証券取得申込者との間に結ばれた保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社または登録金融機関が保管する受益証券の種類は、第1項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。 （受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続） 第13条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引換に記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換に無記名式の受益証券を交付します。 ② 記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。
--	--

<u>譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の記載または記録が行われるよう通知するものとします。</u> <u>③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。</u> <u>(受益権の譲渡の対抗要件)</u> <u>第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。</u> 第15条 <削除> 第16条 <削除> 第17条 <削除> 第18条 <削除> <u>(収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い)</u> <u>第38条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第39条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換に受益者に支払います。</u> <u>② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が委託者の指定す</u>	<u>③ 前項の規定による名義書換の手続は、第33条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。</u> <u>(記名式の受益証券譲渡の対抗要件)</u> <u>第14条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。</u> <u>(無記名式の受益証券の再交付)</u> <u>第15条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、当該受益証券の公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。</u> <u>(記名式の受益証券の再交付)</u> <u>第16条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。</u> <u>(受益証券を毀損した場合等の再交付)</u> <u>第17条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。</u> <u>(受益証券の再交付の費用)</u> <u>第18条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。</u> <u>(収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い)</u> <u>第38条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引換に受益者に支払います。</u> <u>② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社及び登録金融機関に交付します。こ</u>
--	--

る証券会社及び登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社及び登録金融機関は、別に定める契約に基づき受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換に、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換に当該受益者に支払います。

④ 一部解約金（第41条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ）は、第41条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項に規定する収益分配金、償還金及び一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金及び一部解約金にかかる収益調整金は、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

⑧ <削除>

⑨ <削除>

（収益分配金及び償還金の時効）

第39条 受益者が、収益分配金について前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第2項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないと

の場合、委託者の指定する証券会社及び登録金融機関は、別に定める契約に基づき受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付を行います。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換に受益者に支払います。

④ 一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項に規定する収益分配金、償還金及び一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金及び一部解約金にかかる収益調整金は、原則として受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

⑧ 記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届出るものとし、第1項の場合は収益分配金交付票に、第3項及び第4項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。

⑨ 委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金及び償還金若しくは一部解約金の支払をしたときは、印鑑の盗用その他の事情があつても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第39条 受益者が、収益分配金について前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないと

きは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金及び一部解約金の払込と支払いに関する受託者の免責)

第40条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第38条第3項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第38条第4項に規定する支払日までに、当該金額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金及び一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(一部解約)

第41条 受益者(委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1万口単位(別に定める契約にかかる受益権並びに委託者の指定する証券会社及び登録金融機関に帰属する受益権については1口の整数倍)をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がファンドの休業日にあたる場合においては、委託者は一部解約の実行の請求を受けけないものとします

③ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社及び登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

④委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⑤ 前項の一部解約の価額は、当該一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑥ 委託者は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が第2項に規定する一部解約の実行の請求を受けけない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受けけることができる日とします)に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱)

第42条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

きは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金及び一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第40条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第38条第3項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第38条第4項に規定する支払日までに、当該金額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金及び一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(一部解約)

第41条 受益者(委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます)は、自己の有する受益証券につき、委託者に1万口単位(別に定める契約にかかる受益証券並びに委託者の指定する証券会社及び登録金融機関の所有にかかる受益証券については1口の整数倍)をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がファンドの休業日にあたる場合においては、委託者は一部解約の実行の請求を受けけないものとします。

③ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社及び登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。

④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

⑤ 前項の一部解約の価額は、当該一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑥ 委託者は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が第2項に規定する一部解約の実行の請求を受けけない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受けけることができる日とします)に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。

<新設>

(信託契約の解約) <u>第 43 条</u> <略> <以下現行信託約款第 43 条から第 47 条まで各条を 1 条繰下げ> (反対者の買取請求権) <u>第 49 条</u> <u>第 43 条</u>に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、<u>第 43 条</u>第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に<u>帰属する受益権</u>を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。 (公告) <u>第 50 条</u> <略> (信託約款に関する疑義の取扱い) <u>第 51 条</u> <略> (添付信託約款付則第 1 条を削除し、以下の内容に置き換えます。) (付 則) 第 1 条 <u>平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 9 条(受益証券の発行)、第 10 条(受益証券の発行についての受託者の認証)、第 12 条(受益証券の種類)から第 18 条(受益証券の再交付の費用)の規定及び受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するもの</u>とします。	(信託契約の解約) <u>第 42 条</u> <同左> (反対者の買取請求権) <u>第 48 条</u> <u>第 42 条</u>に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、<u>第 42 条</u>第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の<u>有する受益証券</u>を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。 (公告) <u>第 49 条</u> <同左> (信託約款に関する疑義の取扱い) <u>第 50 条</u> <同左> (付 則) 第 1 条 (添付信託約款付則第 1 条をご参照ください。)
---	---

CA りそな韓流ファンド
追加型証券投資信託/ファンド・オブ・ファンズ

投資信託説明書(請求目論見書)
2006 年 5 月

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社

本書は証券取引法の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書（請求目論見書）です。

1. 本投資信託説明書（請求目論見書）により行う「CA りそな韓流ファンド」の受益証券の募集については、委託者は、証券取引法(昭和 23 年法第 25 号)の第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 17 年 7 月 8 日に関東財務局長に提出しており、平成 17 年 7 月 24 日にその届出の効力が生じております。
2. 本投資信託説明書（請求目論見書）は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の内容を記載したものであり、証券取引法の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。
3. 「CA りそな韓流ファンド」の受益証券の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。
4. 当ファンドは元本及び分配金が保証されているものではありません。

（投資信託についての一般的な留意事項）

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託は預金ではありません。
- ・投資信託は金融債ではありません。
- ・投資信託は預金保険の対象となりません。
- ・投資信託は値動きのある証券に投資するため、投資元本及び分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います(証券会社・銀行は販売の窓口となります)。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。

（金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項）

当ファンドは、主に外国投資信託証券を通じて外国株式を投資対象としていますので、組入株式の価格の下落や組入株式の発行体の倒産や財務状況の悪化及びそれらに関する外部評価の変化等により、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資信託説明書(請求目論見書)の目次

第1 ファンドの沿革		1
第2 手続等		1
1 申込（販売）手続等		1
2 換金（解約）手続等		2
第3 管理及び運営		4
1 資産管理等の概要		4
2 受益者の権利等		6
第4 ファンドの経理状況		8
1 財務諸表		10
2 ファンドの現況		21
第5 設定及び解約の実績		21

第1 ファンドの沿革

平成17年8月31日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

1) お申込みの受付場所

当ファンドの取得の申込は、委託会社が指定する後記販売会社の本支店営業所等において取扱っております。販売会社によっては、一部の支店・営業所等で取扱わない場合があります。詳しくは販売会社の本支店営業所等にお問い合わせください。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 **お客様サポートライン**

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時
（半日営業日は午前9時～午前11時半）

インターネットホームページ：<http://www.jp.ca-assetmanagement.com>

2) 申込期間と申込価額

申込期間		申込価額
当初募集期間	平成17年 7月25日（月）から 平成17年 8月30日（火）まで	当初発行価格（1口当たり1円）
継続募集期間	平成17年 8月31日（水）から 平成18年11月 7日（火）まで*	申込日の翌営業日の基準価額

ただし、日本及び香港の証券取引所の休業日、日本及びルクセンブルグの銀行休業日の場合は、お申込みできません。

*継続募集期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

3) 申込単位

お申込みコースは、「自動けいぞく投資コース」のみの取扱となります

*「自動けいぞく投資コース」とは、分配金を税引後無手数料で自動的に再投資するコースです。ただし、販売会社等によっては、自動的に分配金の再投資を行わず、収益の分配が行われたときに分配金を受取ることを選択することもできます。

1万円以上1円単位

*「取得申込総金額」＝《取得申込金額＋（申込手数料＋申込手数料にかかる消費税等相当額）》において1万円以上1円単位とします。

*収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

販売会社によっては、「自動けいぞく投資コース」において分配金を定期的に受取るための定期引出契約（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ）を締結することができる場合があります。また、販売会社によっては、毎月の予め指定する日に予め指定した金額をもって、受益証券の取得申込を行う「定時定額購入取引（積立）」（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ）を取扱う場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払と引換に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2 換金（解約）手続等

1) 途中解約*の受付

*途中解約とは信託約款上の一部解約と同意義です。

- (a) 原則として、毎営業日解約のお申込みが可能です。ファンドをご購入いただいた販売会社においてお申込みください。
- (b) 受益者が途中解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行うものとします。

2) 途中解約取扱期間と解約価額

- (a) 途中解約の請求の受付は、月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午後 3 時まで（半日営業日の場合には午前 11 時）とさせていただきます。午後 3 時（半日営業日の場合には午前 11 時）を過ぎてのお申込みは翌営業日でのお取扱いとさせていただきます。
- (b) 途中解約の実行の請求日が、ファンドの休業日にあたる場合においては、委託会社は途中解約の実行の請求を受付けないものとします。
- (c) 解約価額は、途中解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- (d) 解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して原則として 5 営業日目から、販売会社において受益者に支払われます。

3) 解約単位

自己の有する受益証券につき、1 口単位（自動けいぞく投資コース）とします。

4) 解約価額の照会方法

解約価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問い合わせることにより知ることができます。なお、解約価額は 1 万口単位で表示されたものが発表されます。

当ファンドの解約価額について委託会社の照会先は次の通りです。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前 9 時～午後 5 時

（半日営業日は午前 9 時～午前 11 時半）

インターネットホームページ：<http://www.jp.ca-assetmanagement.com>

5) 途中解約の請求の受付を中止する特別な場合

- (a) 証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で途中解約の実行の請求の受付を中止すること、及び既に受付けた途中解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- (b) 途中解約の実行の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の途中解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその途中解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の解約価額は、当該受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に途中解約の実行の請求を受付けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の基準価額とします。

6) 受益証券の買取

販売会社は、受益者の請求があるときは、その受益証券を買取ります。

買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

7) 買取請求の受付と買取価額

買取請求の受付と買取価額の詳細については、販売会社へお問い合わせください。

8) 買取請求の受付を中止する特別な場合

証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は受益証券の買取を中止すること、及び既に受付けた受益証券の買取を取消することができます。

*買取請求の受付を中止する特別な場合の詳細については、販売会社にお問い合わせください。

※ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換に、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

平成19年1月4日以降の換金にかかる換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引続き保有された場合は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

1) 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます）を、計算日における受益権口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます）、預金その他の資産をいいます。以下同じ）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

2) 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、当日の基準価額は原則として、翌日の日本経済新聞に「韓流」の名称で掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

当ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次の通りです。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時

（半日営業日は午前9時～午前11時半）

インターネットホームページ：<http://www.jp.ca-assetmanagement.com>

(2) 保管

販売会社は、受益証券を原則として保護預り契約に基づいて保管（保護預り）するものとします。この場合、受益証券は混蔵保管されます。ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

(3) 信託期間

信託期間は平成17年8月31日から無期限とします。ただし、後記「(5) その他 1) 信託の終了」に該当する場合、信託は終了することがあります。

(4) 計算期間

- 1) この信託の計算期間は、原則として毎年8月16日から翌年2月15日及び2月16日から8月15日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成18年2月15日までとします。
- 2) 各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5) その他

1) 信託の終了

- (a) 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます（以下「繰上償還」といいます）。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- i. 信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき

- ii. 信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 10 億口を下回った場合
- iii. やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、前記に従い繰上償還させる場合、以下の手続により行います。

- 1) 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - 2) 前記の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は 1 ヶ月を下らないものとします。
 - 3) 当該一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
 - 4) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - 5) 前記 2) から 4) までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 2) の一定の期間が 1 ヶ月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合にも同様の取扱とします。
- (b) 委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
 - (c) 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「2）信託約款の変更」の(c)の異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときに該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において、存続します。
 - (d) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 2) 信託約款の変更
- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - (b) 前記(a)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は 1 ヶ月を下らないものとします。
 - (c) 前記(b)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)の信託約款の変更をしません。
 - (d) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - (e) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記 (a) から (d) までの規定に従います。
 - (f) 委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして前記(a)から(d)までの規定に従います。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、前記(b)の書面の交付を原則として行いません。

3) 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または信託約款の重要なものについて変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己の所有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

4) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

5) 運用報告書の作成

委託会社は、毎計算期間の末日及び償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

6) 関係法人との契約の更改等に関する手続

販売会社との「受益証券の募集販売、買取及び解約の取扱ならびに収益分配金及び償還金の支払等に関する契約」にかかる契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱についてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても必要がある時は、契約の一部を変更することができます。

2 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

- 1) 受益者は、委託者が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として決算日（休日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目）から分配金交付票と引換えに受益者にお支払いします。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

（注）ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目（予定）からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益金分配交付票と引換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 償還金に対する請求権

- 1) 受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金は、信託期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日（休日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日目）から受益証券と引換えに受益者にお支払いします。償還金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、償還金を支払開始日から10年間その支払を請求しないと権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

③ 途中解約（換金）請求権

- 1) 受益者は、1口単位（自動けいぞく投資コース）で途中解約の実行を請求すること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。
- 2) 解約代金は、解約実行日から起算して、原則として5営業日目から受益者にお支払いします。

*買取の取扱については販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込み販売会社の本支店営業所等にお問い合わせください。

④ 帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧及び謄写の請求をすることができます。

⑤ 反対者の買取請求権

信託契約の解約、または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第4 ファンドの経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。

なお、第1期計算期間は信託約款33条により、平成17年8月31日から平成18年2月15日までとなっております。

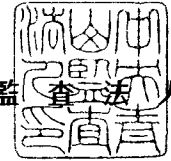
- (3) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第1期計算期間(平成17年8月31日から平成18年2月15日まで)の財務諸表について、中央青山監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成18年4月11日

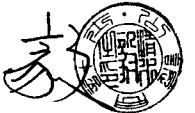
クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

中央青山監査法人



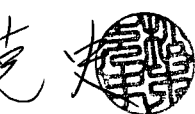
指定社員 公認会計士
業務執行社員

清水 教



指定社員 公認会計士
業務執行社員

松本 克



当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているCAリソナ韓流ファンドの平成17年8月31日から平成18年2月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CAリソナ韓流ファンドの平成18年2月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 財務諸表

CAりそな韓流ファンド

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	第1期計算期間末 (平成18年2月15日現在)
		金額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		1,346,982,482
証券投資信託受益証券		39,403,806
投資証券		5,065,178,492
未収利息		36
流動資産合計		6,451,564,816
資産合計		6,451,564,816
負債の部		
流動負債		
未払金		51,770,296
未払収益分配金		1,049,000,752
未払解約金		18,565,270
未払受託者報酬		1,577,654
未払委託者報酬		34,077,253
その他未払費用		313,384
流動負債合計		1,155,304,609
負債合計		1,155,304,609
純資産の部		
元本		
元本	※ 1	4,768,185,237
剰余金		
期末剰余金		528,074,970
(分配準備積立金)		(21,685,195)
剰余金合計		528,074,970
純資産合計		5,296,260,207
負債・純資産合計		6,451,564,816

(2) 損益及び剰余金計算書

区分	注記 番号	第1期計算期間 (自 平成17年8月31日 至 平成18年2月15日)
		金額 (円)
経常損益の部		
営業損益の部		
営業収益		
受取利息		1, 547
有価証券売買等損益		1, 964, 438, 670
営業収益合計		1, 964, 440, 217
営業費用		
受託者報酬		1, 577, 654
委託者報酬		34, 077, 253
その他費用		316, 005
営業費用合計		35, 970, 912
営業利益		1, 928, 469, 305
経常利益		1, 928, 469, 305
当期純利益		1, 928, 469, 305
一部解約に伴う当期純利益分配額		857, 783, 358
剰余金増加額		716, 868, 474
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)		(716, 868, 474)
剰余金減少額		210, 478, 699
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)		(210, 478, 699)
分配金	※ 1	1, 049, 000, 752
期末剰余金		528, 074, 970

重要な会計方針

項目	第1期計算期間 (自 平成17年8月31日 至 平成18年2月15日)
有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 証券投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、当該証券投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、当該投資証券の基準価額で評価しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

項目	第1期計算期間末 (平成18年2月15日現在)
※1 期首元本額	3,940,351,188 円
期中追加設定元本額	5,356,599,921 円
期中解約元本額	4,528,765,872 円

(損益及び剰余金計算書関係)

第1期計算期間 (自 平成17年8月31日 至 平成18年2月15日)
※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額(915円)、解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(1,070,685,032円)、信託約款に規定される収益調整金(506,389,775円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は1,577,075,722円(1万口当たり3,307.49円)であり、うち1,049,000,752円(1万口当たり2,200円)を分配金額としております。

(有価証券関係)

第1期計算期間(平成18年2月15日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	第1期計算期間の損益に含まれた 評価差額(円)
証券投資信託受益証券	39,403,806	△15,511
投資信託証券	5,065,178,492	1,110,017,591
合 計	5,104,582,298	1,110,002,080

(デリバティブ取引等関係)

第1期計算期間(自 平成17年8月31日 至 平成18年2月15日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第1期計算期間末 (平成18年2月15日現在)
1口当たり純資産額	1.1107円
(1万口当たり純資産額)	(11,107円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
証券投資信託 受益証券	円	円建マネー サブファンド	39,570,000	39,403,806	
		証券投資信託受益証券 合計	39,570,000	39,403,806	
投資証券	円	CA Funds 韓国ファンド I4 クラス	3,752,540,000	5,065,178,492	
		投資証券 合計	3,752,540,000	5,065,178,492	
	合 計		3,792,110,000	5,104,582,298	

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは「円建マネー サブファンド」の受益証券と「CA Funds 韓国ファンド I4 クラス」の投資証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「証券投資信託受益証券」および「投資証券」は、それぞれ上記投資信託の受益証券です。

「CA Funds 韓国ファンド I4 クラス」は、「CA Funds KOREA FUND POOL」にて他のシェアクラスと合同運用されております。

なお、「円建マネー サブファンド」および「CA Funds 韓国ファンド I4 クラス」の状況は次の通りです。

「円建マネー サブファンド」および「CA Funds 韓国ファンド I4 クラス」の状況

以下に記載した「1. 円建マネー サブファンドの状況」の「貸借対照表」およびそれに続く「重要な会計方針」等は、委託会社が同投資信託の投資顧問会社であるクレディ・アグリコル ストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エーからの情報に基づき、平成18年2月14日現在の財産の状況を記載したものであります。従って、現地の法律に基づいて作成された正式財務諸表とは、同一の様式ではありません。

また、以下に記載した「2. CA Funds 韓国ファンド I4 クラスの状況」の情報は、委託会社が同投資信託の管理会社であるCACEIS バンク ルクセンブルグ（注 平成17年10月3日付でクレディ・アグリコル インベスター・サービス・バンク・ルクセンブルグより名称変更いたしました。）及び当該投資証券の発行体であるCA ファンズ リミテッドからの情報に基づき、平成18年2月14日現在で作成したものであります。従って、現地の法律に基づいて作成された正式財務諸表とは、同一の様式ではありません。

なお、以下に記載した情報は当ファンドの財務諸表監査の対象外であります。

1. 円建マネー サブファンド

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(平成18年2月14日現在)
		金額 (円)
資産の部		
流動資産		
預金		313, 250, 028
譲渡性預金証書		599, 984, 501
流動資産合計		913, 234, 529
資産合計		913, 234, 529
負債の部		
流動負債		
未払信託報酬		119, 990
流動負債合計		119, 990
負債合計		119, 990
純資産の部		
元本		
元本	※ 1	916, 880, 000
剰余金		
欠損金		3, 765, 461
剰余金合計	※ 2	△3, 765, 461
純資産合計		913, 114, 539
負債・純資産合計		913, 234, 529

重要な会計方針

項目	自 平成17年8月31日 至 平成18年2月14日
有価証券の評価基準及び評価方法	譲渡性預金証書 原則として時価で評価しております。 なお、残存3ヵ月未満となったものにつきましては償却原価法により評価しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

	(平成18年2月14日現在)
※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該サブファンドの元本額	1,735,010,000円
同期中における追加設定元本額	45,870,000円
同期中における解約元本額	864,000,000円
同期末における開示対象ファンド保有元本額	39,570,000円
※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,765,461円であります。

(1口当たり情報)

	平成18年2月14日現在
1口当たり純資産額	9,958円

(有価証券関係)

(平成18年2月14日現在)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた 評価差額
譲渡性預金証書	599,984,501円	7,250円
合 計	599,984,501円	7,250円

(2) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株 式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
譲渡性預金証書	KOREA DEVEROPME 180406	300,000,000	299,994,834	
	DEPFA BANK EURO 180406	300,000,000	299,989,667	
	合 計	600,000,000	599,984,501	

2. 「CA Funds 韓国ファンド I4クラス」の状況

(1) 本有価証券報告書開示対象ファンドの投資先シェアクラス (CA Funds 韓国ファンド I4 クラス) の情報

	平成18年2月14日現在
1口当たり純資産額	13,498 円
基準日における元本口数	373,774口
うち、本有価証券報告書開示対象ファンドの保有口数	373,774口
純資産総額	5,045,259,415.23円

(2) CA Funds KOREA FUND POOL 貸借対照表

区分	注記 番号	(平成18年2月14日現在)
		金額 (米ドル)
資産の部		
有価証券		99,846,675.68
未収入金		2,484,504.55
未収配当金		608,036.52
資産合計		102,939,216.75
負債及び純資産の部		
借入金		383,733.82
未払金		510,042.81
純資産		102,045,440.12
負債及び純資産合計		102,939,216.75

CA Funds KOREA FUND POOL の保有資産明細（上位 20 銘柄）
（平成 18 年 2 月 24 日現在）

通貨	銘柄	株数	評価額	
			現地通貨建金額	米ドル建金額
韓国ウォン				
	KOOKMIN BANK	126,080	9,405,568,000	9,697,462.28
	WOORI FINANCE HOLDINGS CO LTD	349,000	6,386,700,000	6,584,906.13
	ORION CORPORATION	23,100	5,717,250,000	5,894,680.28
	SHINSEGAE CO LTD	9,940	4,651,920,000	4,796,288.62
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD PFD SHS N/VTG	8,620	4,439,300,000	4,577,070.12
	KT & G CORP-SHS.	80,000	4,408,000,000	4,544,798.75
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	6,410	4,313,930,000	4,447,809.37
	HITE BREWERY	32,000	4,224,000,000	4,355,088.46
	NHN CORP	14,300	3,590,730,000	3,702,165.43
	LG TELECOM CO LTD	490,000	3,572,100,000	3,682,957.27
	PHICOM CORP	255,000	3,506,250,000	3,615,063.66
	SHINHAN FINANCIAL GROUP	85,000	3,383,000,000	3,487,988.70
	LG MICRON CO LTD	57,800	3,288,820,000	3,390,885.90
	HANA FINANCIAL GROUP INC	75,487	3,245,941,000	3,346,676.18
	LG PHILIPS LCD	66,500	3,025,750,000	3,119,651.73
	POSCO	14,100	2,968,050,000	3,060,161.06
	NONG SHIM	10,000	2,750,000,000	2,835,344.05
	HYUNDAI MOTOR CO LTD	48,500	2,580,200,000	2,660,274.44
	KIA MOTORS	99,000	2,009,700,000	2,072,069.43
	LG ELECTRONICS INC PFD SHS. NON VOTING	37,000	1,868,500,000	1,926,487.40

2 ファンドの現況

(1) 純資産額計算書

平成18年3月31日現在

I 資産総額	7,555,645,968円
II 負債総額	70,505,565円
III 純資産総額 (I - II)	7,485,140,403円
IV 発行済数量	6,679,235,958口
V 1単位あたり純資産額 (III/IV)	11,207円

第5 設定及び解約の実績

期 間	設定数量 (単位：口)	解約数量 (単位：口)	発行済数量 (単位：口)
第1期計算期間 (自 平成17年8月31日) (至 平成18年2月15日)	9,296,951,109	4,528,765,872	4,768,185,237

(注1) 全て本邦内におけるものです。

(注2) 第1期計算期間の設定数量には、当初設定口数 (3,940,351,188口) を含みます。

はんりゅう

CAリそな韓流ファンド

